

環境省による事業

平成31年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による低炭素化促進事業のうち

■ 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業

公募要領

2019年4月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1	趣旨	7
1-2	今年度の各省によるZEH支援事業一覧	9

2章 事業概要

2 事業概要

2-1	事業内容	11
(1)	補助金名	11
(2)	事業規模	11
(3)	補助事業者	11
(4)	補助事業	11
(5)	交付要件	12
(6)	補助対象建築物	12
(7)	申請の単位	13
(8)	補助対象経費	13
(9)	補助率及び補助金額の上限	13
(10)	事業スキーム	14
(11)	公募期間	14
(12)	事業期間	14
(13)	完了実績報告書提出期限	14
(14)	公募説明会	14
2-2	ZEHデベロッパーとは	15
2-3	入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件	16
(1)	表示事項	16
(2)	表示対象・方法	16
(3)	報告方法	16
【補足①】	本事業に必要な省エネ性能表示制度(BELS等)の評価証について	17
【補足②】	広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細	18
【補足③】	複数年度事業について	19

3章 事業要件

3 事業要件

3-1	補助事業	21
(1)	申請者の区分と留意事項	21
(2)	補助対象建築物	21
(3)	補助対象経費と項目	22
(4)	補助対象範囲	23
(5)	補助対象とならない主な部分	25
3-2	8地域における要件	26
3-3	補助事業に係わるデータの取り扱い	26

INDEX

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1	事業スケジュール	29
4-2	公募～交付決定	30
(1)	事業の公募	30
(2)	交付申請	30
(3)	審査	30
(4)	交付決定	31
(5)	事務取扱説明会	31
(6)	採択事業の公表	31
4-3	補助事業の開始	32
4-4	中間報告	32
4-5	補助事業の計画変更	32
4-6	省エネルギー性能評価の認証取得	33
4-7	補助事業の完了	33
4-8	報告及び額の確定	33
4-9	確定検査	33
4-10	補助金の支払い	33
4-11	取得財産の管理等	34
4-12	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	34
4-13	実施状況の報告(定期報告アンケートについて)	35
4-14	「ZEH-M実現に向けた ZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示	35
4-15	よくある質問について	35

5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1	申請について	37
(1)	申請の流れ	37
(2)	公募期間	37
5-2	申請書類ファイル体裁	37
5-3	申請書類リスト	38

交付申請書及び添付書類の入力例	39
-----------------	----

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

(1)	提出先	63
(2)	発送の注意事項	63
(3)	問合せ先	63

1章 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1 我が国のZEH普及政策と補助事業について

1-1 趣旨

「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」という政策目標を設定しているほか、「地球温暖化対策計画」(2016年5月閣議決定)等においても同様の政策目標が設定され、2015年には経済産業省資源エネルギー庁により、ZEHの統一的な定義が公表されると共に、2020年の普及目標に向けたロードマップ(ZEHロードマップ)が公表された。

また、中長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)の着実な実現に向けては、ZEHに係る2030年の政策目標において集合住宅を位置づけると共に、集合住宅におけるZEHの定義や中長期での具体的な政策目標を明確にすることが不可欠であるとして、経済産業省資源エネルギー庁は、「集合住宅におけるZEHの定義」を定めた上で、この普及に向けたロードマップを策定ののち、「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」を2018年5月に公表した(※)。

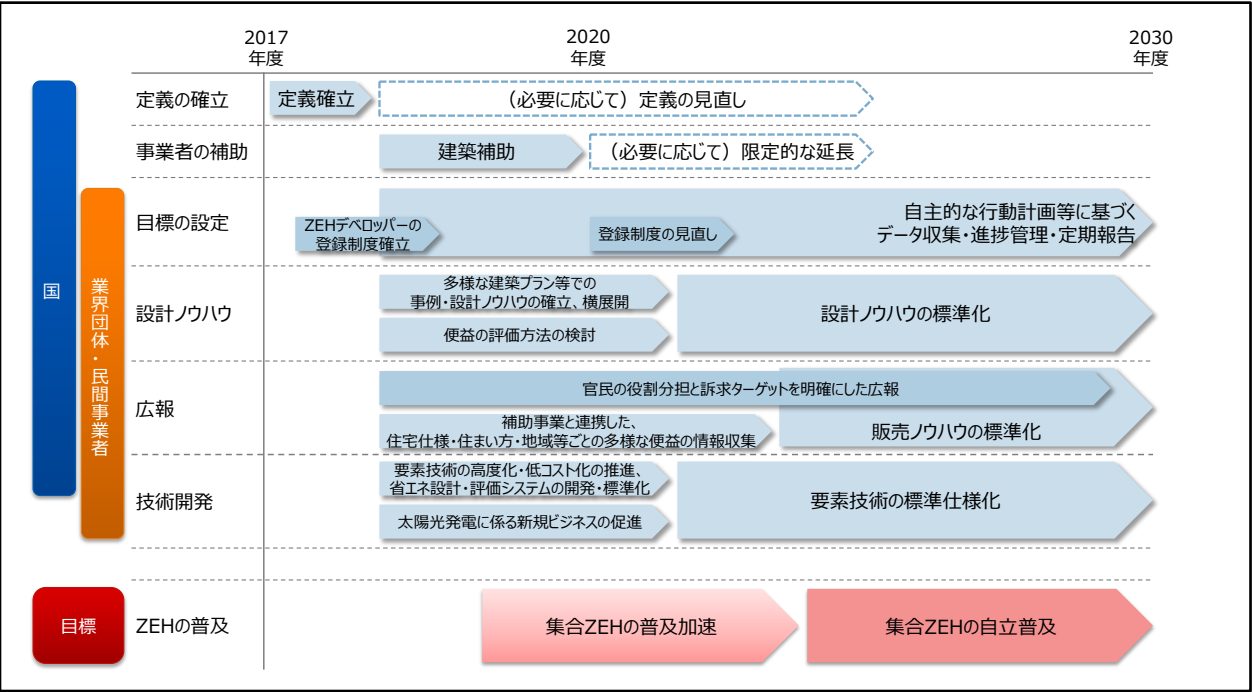
しかし、集合住宅の省エネルギー化は重要な課題ではあるものの、再生可能エネルギーのための面積(屋根面積)が限定されることから、住棟単位でのZEH(ZEH-M)の実現は難易度が高いこともあり、現状において実証事例は少ない状況にある。

本事業では、集合住宅のZEH化をとりまく目標や課題の存在を踏まえて、集合住宅のZEH化を促進するための設計ガイドラインを策定するために必要な事業を公募し、設計仕様やエネルギー性能に関する情報を提供する事業者に対し、集合住宅のZEH化にかかる費用の一部を補助すると共に、以下の登録制度を導入することでロードマップに基づくZEHの普及実現を目指すものである。

- ◆ZEHデベロッパー登録制度・・・・・・・・ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者等)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)を「ZEHデベロッパー」として登録し広く公表する制度。

※「集合住宅におけるZEHロードマップ検討委員会とりまとめ」については、経済産業省 資源エネルギー庁のホームページを参照。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/about-zeh/

■集合住宅におけるZEH普及に向けたロードマップ



＜ご参考＞集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住棟単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		ゼッチ・マンション 『ZEH-M』	ゼッチ・マンション Nearly ZEH-M	ゼッチ・マンション ZEH-M Ready	ゼッチ・マンション ZEH-M Oriented	
①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合) ^{注2、3、4)}	U _A 値が全住戸でZEH基準	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(住棟の評価方法) ・U _A 値:全ての住戸 ・省エネ率(BEI)共用部含む住棟全体
	目指すべき水準 ^{注5)}	・1～3階建において 目指すべき水準		・4～5階建において 目指すべき水準	・6階建以上において 目指すべき水準	(特記事項なし)

＜ご参考＞集合住宅におけるZEHの定義と目指すべき水準(住戸単位)

		評価基準 ^{注1)}				特記事項
		『ZEH』	Nearly ZEH	ZEH Ready	ZEH Oriented	
②住戸 ^{注2、3、4)}		・強化外皮基準 ^{注2)} ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め100%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め75%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減 ・再エネ等含め50%減	・強化外皮基準 ・省エネのみ20%減	(特記事項なし)

注1) ①住棟または住宅用途部分と②住戸のZEH評価は、独立して行うものとする。

注2) 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC}値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、U_A値1・2地域:0.4W/㎡K以下、3地域:0.5W/㎡K以下、4～7地域:0.6W/㎡K以下とする。

注3) 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明(その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法(暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機(その他の一次エネルギー消費量は除く))とする。

注4) 再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。(但し、余剰売電分に限る。)

注5) ①住棟または住宅用途部分(複合建築物の場合)では、建物高さに応じて、目指すべきZEH-Mの水準を設定している。3階建以下については、同様の高さでの戸建住宅が実態上存在すること等を踏まえ、『ZEH-M』またはNearly ZEH-Mを目指すものとしている。また、4階建以上の集合住宅の中でも、特に高さ20mを超える集合住宅(6階建等)には、建築基準法第56条(隣地斜線制限)や避雷設備設置基準等の対応が求められ、屋上面での再生可能エネルギーの導入に影響する可能性があることから、4階以上5階建以下については、ZEH-M Ready、6階建以上についてはZEH-M Orientedを目指すものとしている。

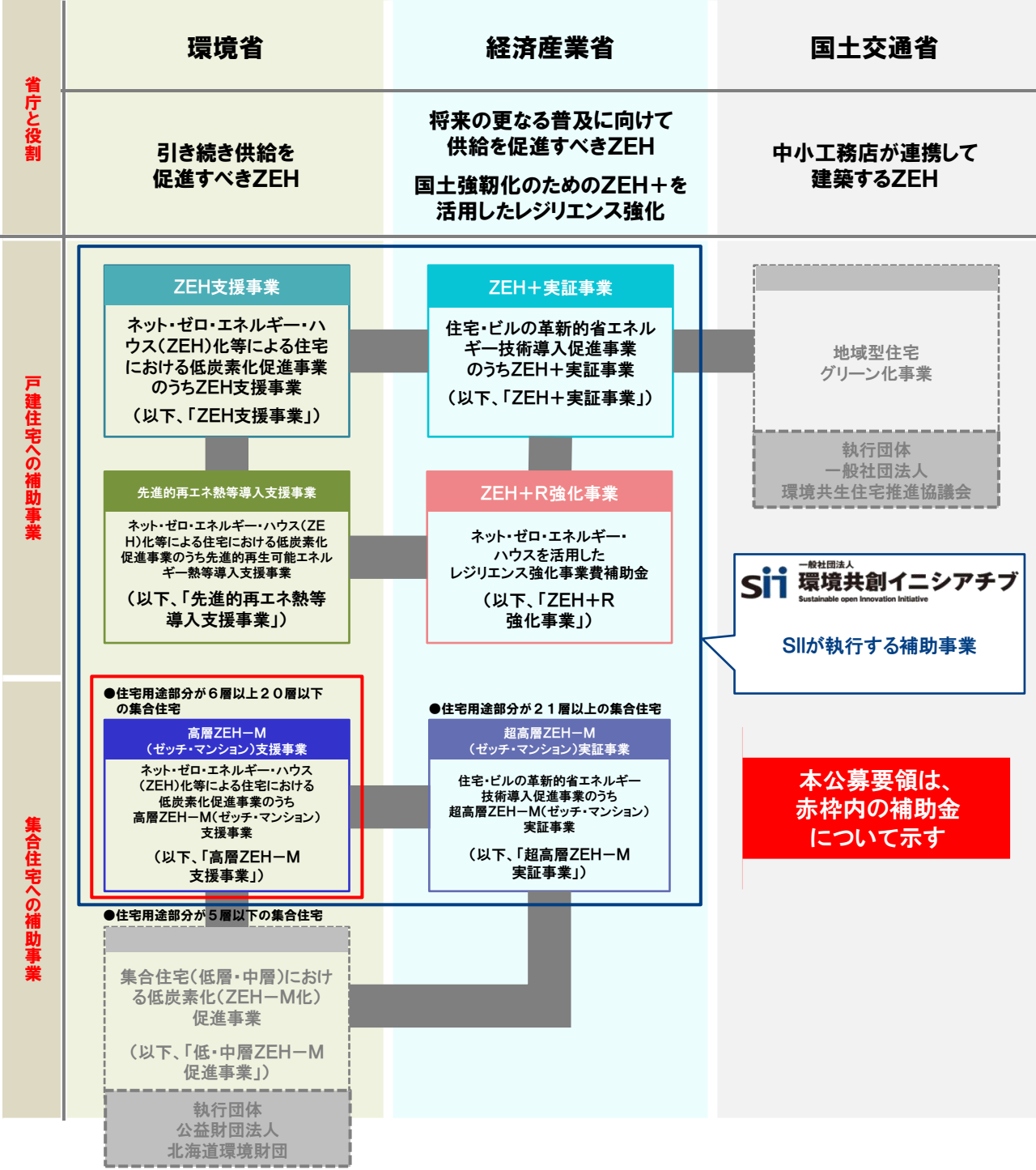
＜注意＞ 上記は集合住宅におけるZEHの定義であり、本事業の補助要件とは異なる。

本事業では、住宅部分が6層以上20層以下の高層集合住宅で、住棟の評価が「ZEH-M Oriented 以上」となる集合住宅を公募する。

1-2 今年度の各省によるZEH支援事業一覧

環境省、経済産業省、国土交通省によるZEHに対する支援一覧

環境省・経済産業省・国土交通省は連携して、住宅の省エネ・省CO2化に取り組み、ZEHのさらなる普及を目指している。
SIIではこれらのうち6つの補助事業を執行するものである。



※「ZEH支援事業」、「先進的再エネ熱等導入支援事業」、「ZEH+実証事業」、「ZEH+R強化事業」、「超高層ZEH-M実証事業」は、SIIにて執行中である。詳細は、各事業の公募要領を確認すること。
※「低・中層ZEH-M促進事業」、「地域型住宅グリーン化事業」の事業詳細については、当該事業の執行団体に問合せること。

2章 事業概要

2 事業概要

2-1 事業内容

(1) 補助金名

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化による住宅における低炭素化促進事業)のうち
高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業
(略称: 平成31年度 高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業(以下、「本事業」という))

(2) 事業規模

事業規模 約1億円(予定)

(3) 補助事業者

補助対象となる事業者(以下、「申請者」という)は、補助対象となる新築集合住宅の建築主、デベロッパー等(所有者)であり、以下①②のいずれかに該当する者。

- ① SIIが公募・登録・公表を行うZEHデベロッパー(P15参照)に登録されているものとする。
- ② 個人または宅地建物取引業免許を有する不動産業以外の法人であり、ZEHデベロッパーに補助対象建築物の建築を発注する計画を有する建築主。

(4) 補助事業

交付要件を満たす高層集合住宅※にZEH-Mの構成要素となる高性能建材や高性能設備等を導入する事業。

※本事業において高層集合住宅とは、住宅用途部分が6層以上20層以下である集合住宅を指す。

但し、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。

(5) 交付要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 日本国内で事業を営んでいる個人事業主※1もしくは法人等で、高層ZEH-Mの構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。
- ② ZEH-M設計ガイドライン作成ならびに普及に向けた施策のため、補助対象建築物となるZEH-Mに資する設計情報を開示することについて承諾していること。
- ③ 住宅用途部分が6層以上20層以下であること。但し、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。
- ④ 申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係わる事業)であることを必須とする。なお、平成30年度にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「平成30年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ⑤ 集合住宅のZEHの定義におけるZEH-M Oriented以上を達成すること。(P8参照)
- ⑥ 建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedのうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、原則として本年度の事業完了日までに受けること。(エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準※2による計算とする)
- ⑦ 補助対象建築物の住宅用途にかかる部分(全住戸および住宅用途にかかる共用部)全てのエネルギー利用状況を計測・記録できること。
- ⑧ 分譲集合住宅においては、住宅専有部ならびに住宅用途にかかる共用部について、各々または共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の報告を行うこと。
賃貸集合住宅においては、補助事業者が計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。
- ⑨ 分譲集合住宅においては、補助事業完了ののち「新築入居から2年間、エネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を、住宅専有部の不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に明示すると共に、住宅にかかる共用部については、管理組合等に所有権を譲渡する際に締結する不動産売買契約に付随する重要事項説明書類に「引渡しから2年間、共用部のエネルギー使用状況をSIIに提出しなければならない旨」を明示すること。
賃貸集合住宅においては、補助対象建築物の住宅用途にかかる部分全てのエネルギー使用状況を事業完了から2年間、補助事業者がSIIに報告すること。また、賃貸借契約に付随する重要事項説明書類に「本事業のエネルギー使用状況の報告対象物件である旨」を明示し、入居者の同意を得ること。
- ⑩ 補助対象物件の入居者募集広告等において、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(簡易版)及びZEH-Mマークを原則として明示すること。(P16参照)
- ⑪ 8地域においては「8地域における要件」(P26参照)を満たすこと。
- ⑫ 補助事業の遂行能力(社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること)を有すること。
- ⑬ 環境省からの補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合(契約金額100万円未満のものを除く)にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることは出来ないので注意すること。https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は対象外とする。

※1 個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写し、または税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明(任意書式)、または税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「建築物省エネ法」という。)に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令。(平成28年度経済産業省・国土交通省令第1号。以下、「建築物エネルギー消費性能基準等」という。)

(6) 補助対象建築物

採択枠一覧表(P21参照)で示す新築高層集合住宅。

(7) 申請の単位

本事業の申請は住棟単位とし、かつ建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示の評価における評価書ごととする。

(8) 補助対象経費

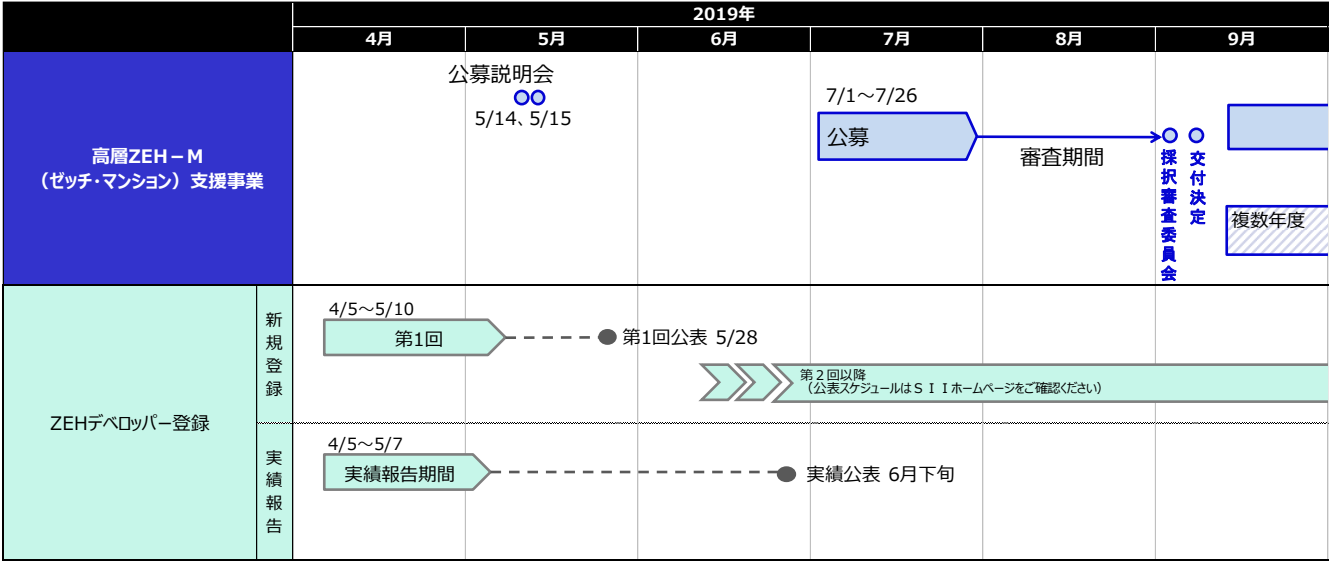
- ① 補助事業に必要なZEH-Mに資する下記の費用
詳細は、3 -1 (4) 補助対象範囲 (P23)を参照

区分	対象	対象範囲
設計費	専有部 共用部 共通	ZEH-Mに資する項目に係る実施設計費用、 省エネ性能の表示に係る費用(評価取得費用※1、表示プレート費用) ※1 原則、住棟の省エネ性能評価取得費用とする。ただし、入居者募集 広告上で住戸の省エネ性能表示を掲示する計画に限り住戸の省エネ 性能評価取得費用も補助対象とする。
設備費	専有部	高性能断熱材、高効率暖冷房設備、高効率給湯設備、高効率換気設備、高効率 照明設備(ダウンライトのみ)、HEMSの設備費用
	共用部	高性能断熱材、高効率暖冷房設備、高効率換気設備、高効率照明設備(ダウンラ イトのみ)、MEMS、蓄電システム等の設備費用
工事費	専有部 共用部 共通	補助対象設備の導入に不可欠な工事費用

(9) 補助率及び補助金額の上限

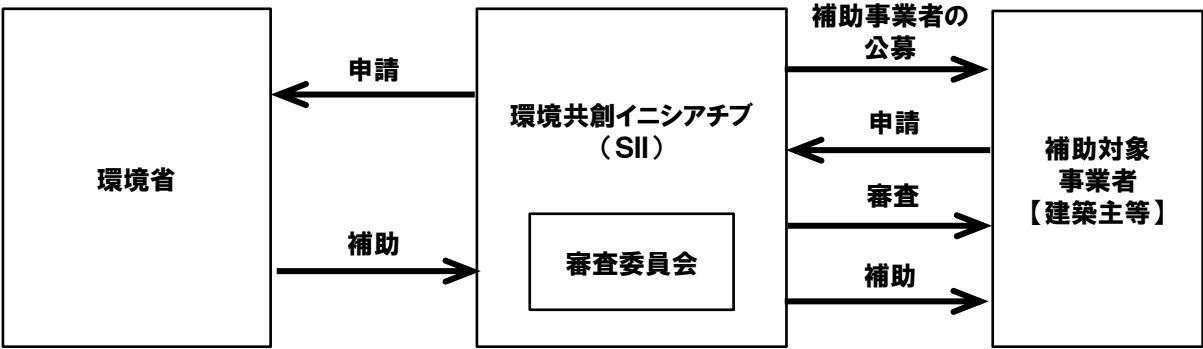
- 補助率 : 補助対象経費の1/2以内とする。
 ※ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを
 切捨てるものとする。
- 補助金額の上限 : 4億円/年
 ※複数年度事業について事業全体の上限は8億円とする。

■ 本事業のスケジュール



(10) 事業スキーム

本事業の運営は以下のスキームによる。



(11) 公募期間

公募期間：2019年 7月 1日(月)～2019年 7月 26日(金) 17時必着

(12) 事業期間

原則単年度事業とする。(下記の事業期間内に事業を完了できること)

事業期間：交付決定日(2019年 9月中旬)～2020年 1月 24日(金)まで

ただし、補助事業の工程上、単年度では事業完了が不可能な場合に限り、複数年度事業を認める。

複数年度事業の事業年度は、最長3年度とする。

※ 複数年度事業については「【補足③】複数年度事業について」(P19)を参照のこと

(13) 完了実績報告書提出期限

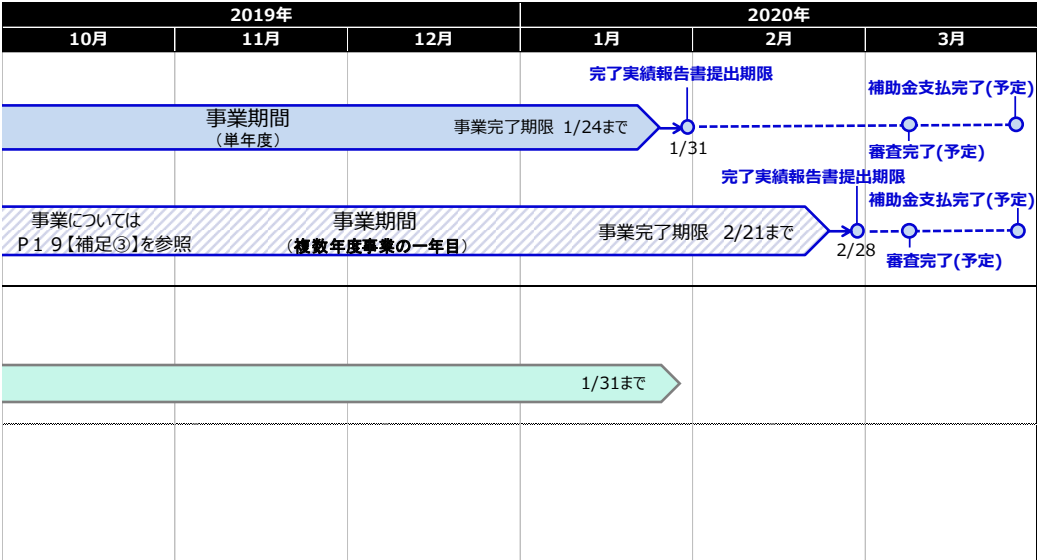
事業完了日から30日以内、または2020年 1月 31日(金) 17:00必着の期日内に提出することを原則とする。

(14) 公募説明会

全国2箇所(東京・大阪を予定)にて公募説明会を実施する。

詳しくはSIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh31/)を確認すること。

※ スケジュールは変更となることがあります。必ずSIIのホームページをご確認ください。



2-2 ZEHデベロッパーとは

本事業の趣旨ならびに、「集合住宅におけるZEHロードマップ(案)」の意義に基づき、「ZEH-M普及に向けた取り組み計画」「その進捗状況」「ZEH-M導入計画」「ZEH-M導入実績」を一般に公表し、ZEH-Mの案件形成の中心的な役割を担う建築主(マンションデベロッパー、所有者など)や建築請負会社(ゼネコン、ハウスメーカーなど建設会社)をSIIは「ZEHデベロッパー」と定め、公募する。

SIIは、登録されたZEHデベロッパーをホームページで公表する。

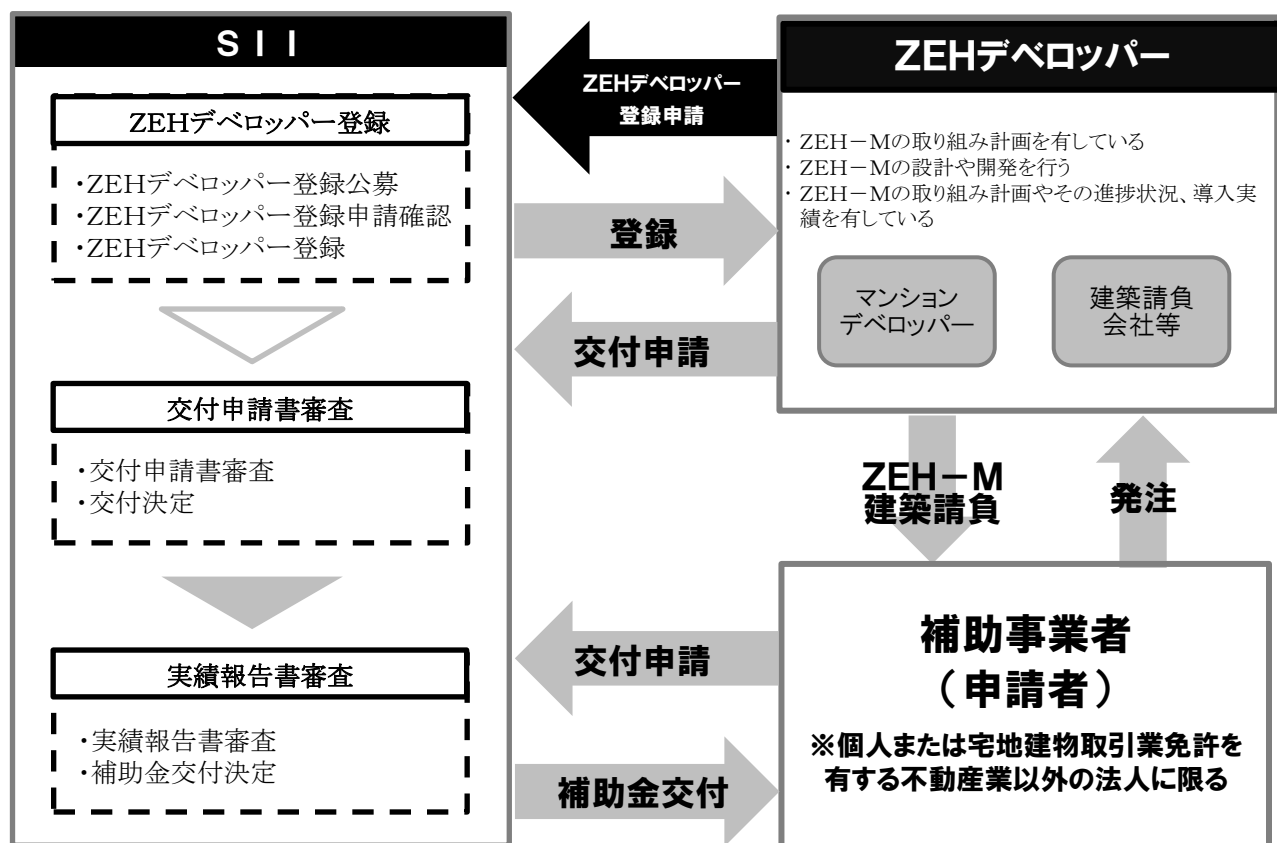
また、本事業への申請には、SIIの登録を受けた「ZEHデベロッパー」による事業(または係わる事業)であることが必須となる。

なお、「ZEHデベロッパー登録」は以下の期間で公募、公表を行う。

2019年 4月 5日(金)～2020年 1月 31日(金) 17時必着

- ・初回公表日(5月28日(火))にZEHデベロッパーの登録を希望する場合は、5月10日(金)17時必着でZEHデベロッパー登録申請書を提出すること。
以降、随時公表とする。
※書類に不備がある場合には、上記期日までに申請された場合でも当該公表日に公表できないことがあるので注意すること。
- ・本事業へ申請する者がZEHデベロッパー登録申請中の場合でも、本事業の公募申請を認める。
ただし、採択審査委員会までに登録が完了することを前提とし、ZEHデベロッパー登録が完了しない場合は公募申請が取下げとなるので注意すること。
- ・平成30年度にSIIの登録を受けたZEHデベロッパーは、「平成30年度ZEHデベロッパー実績報告書」をZEHデベロッパー実績報告期間内に提出していることが要件となる。
- ・「ZEHデベロッパー」の公募についてはSIIホームページ並びに「ZEHデベロッパー登録公募要領」を参照すること。
※SIIホームページ https://sii.or.jp/meti_zeh31/zeh_dev/

ZEHデベロッパーの役割と申請者との関係



2-3 入居者募集時、不動産物件情報掲載時の表示要件

(1) 表示事項

補助対象建築物の入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークの表示を住棟単位で行うこと。

これに追加して住戸単位のBELS評価証ならびにZEHマークの表示を掲載しても良い。

なお、入居者募集広告や不動産物件情報の掲載を行う際に、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価証を取得し、BELS評価証を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可能とする。

ただし、補助対象となる集合住宅はZEH-Mであることを文章等で明記すること。

(2) 表示対象・方法

以下の媒体の全てにおいて(1)表示事項に示す表示を行い、効果的にPR(入居者募集等)を行うこと。

ただし、PRに活用しない媒体については表示を行わなくても良い。

① 電子媒体(外部仲介サイト・自社ホームページ等)の場合は、原則、建築物省エネ法第7条に基づく

省エネルギー性能表示(BELS等)及びZEH-Mマークを掲載すること。但し、対象となる集合住宅の全住戸のBELS評価証を取得し、BELS評価証を表示する場合に限り、ZEH-Mマークの表示を省略することを可能とする。

なお、システム上その表示が不可能な場合には、備考欄にBELS及びZEH-Mの評価を記載すること。

② 当該物件に係る住宅情報誌、店舗掲示物、新聞折込広告、ダイレクトメール等。

③ モデルルーム内の掲示物や工事現場での表示(自社の掲示物を掲示する場合)。

各媒体における表示方法やサイズ等に係る詳細は、「【補足②】広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細」(P18)を参照すること。

(3) 報告方法

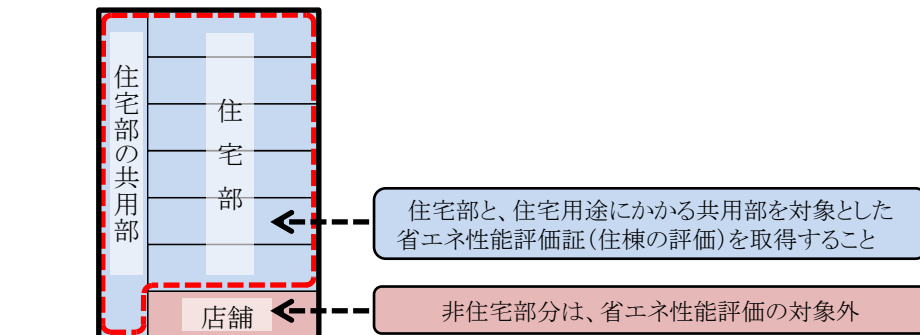
事業完了時に、上記を実施した旨を明示した書類等にてエビデンスとともに報告すること。

なお、事業完了後に最長2年間、補助事業者(デベロッパーまたはそれ以外の法人、個人)に対して、表示の内容及びPR効果についてアンケートを行う予定。

【補足①】本事業に必要な省エネ性能表示制度(BELS等)の評価証について

本事業において必要とする建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)は、「住宅部(住宅用途にかかる共用部を含む)に関する住棟評価」である。

(例) 1階店舗、2階以上が住宅部(6層以上)である集合住宅の場合



◎住宅部と非住宅部の切り分けが複雑な複合建築物などにおいて、エネルギー計算や省エネ性能表示に関する質疑がある場合は、第三者評価機関に問い合わせること。

住宅部に関する住棟評価により取得された省エネ性能表示(BELS等)については、本事業の補助対象となる集合住宅の入居者募集広告や不動産情報掲載を行う際、BELS証(簡易表示版で可)ならびに「ZEH-Mマーク」を媒体紙面等上に付与すること。

詳細は、「【補足②】広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細」(P18)参照。

【補足②】 広告媒体へのBELS簡易証使用例、掲載サイズと掲載方法詳細

① 広告媒体へのマーク掲載サイズや掲載方法は以下参照のこと。

評価対象となる媒体	BELS簡易証の掲載について	
・新聞広告 ・新聞折込広告 ・ダイレクトメール ・店舗掲示物やモデルルーム内の掲示 ・屋外広告の類 (工事現場や着工中の住宅ののぼり等) ・交通広告の類 (中吊広告や駅構内の広告等) ・住宅情報誌への掲載	アナログ媒体で A4サイズ以上	以下のいずれかのBELS簡易表示マークを掲載すること ① ●幅 60mm以上(縦横比は固定)とすること ② ●幅 30mm以上(縦横比は固定)とすること
	アナログ媒体で A4サイズより小さい	マーク掲載の省略を可能とする
・自社ホームページ ・不動産情報媒体 Webサイト掲載	電子媒体	上記①②のいずれかを表示、または備考欄に第三者認証を受けたZEH-M(ゼッチ・マンション)であること、及びその省エネルギー性能、交付日が明確に分かるように明示する。 (例) 本マンションは、BELSにおけるZEH-M(ゼッチ・マンション)の評価、及びエネルギー消費量を●●%削減した住棟として●●年●月●日にその認証を取得しています。 ※システム上マークの表示が不可能な場合に限る。

② 広告媒体へのマーク使用例
(紙媒体である入居者募集広告紙面に「BELS簡易証」を掲載)

視認性の高いキャッチコピーやリード文の中で、ZEH-Mシリーズである旨が分かるキーワードを明示することを推奨。
但し、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Orientedの場合には、その住棟が『ZEH-M』であると誤認されないように、適切な配慮を行うこと。

「マンションだとZEH-Mはさらに快適に」

（施工者）環境共創建設 ●●会社
03-xxxx-xxxx
（販売者）環境共創販売 ●●会社
03-xxxx-xxxx

規定以上のサイズで「BELS簡易証」を明示し、補助対象住宅と「BELS簡易証」との対応関係が分かるような表示とすること。
あわせて、「本表示は「住棟全体」の評価であり、「各住戸」の性能を担保するものではありません。」等の記載を、BELS簡易表示マークと同一視野内に7ポイント以上で記すこと。
また、複数棟を同一ページに掲載する場合には、代表する住棟の評価を表示するとともに、その他の住棟のエネルギー消費削減率の幅を記載すること。

【補足③】複数年度事業について

- 本年度の交付決定は、翌年度以降の交付決定を保証するものではない。各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施すること。
- 次年度以降の補助金額は、採択初年度の交付決定時に各年度、各区分ごとに配分された金額を超えることは出来ない。
- 各年度において補助金額が発生すること。本事業では、初年度の補助対象経費の費目が設計費だけとなる申請も可能とする。
- 翌年度以降において公募予算額を超える申請があった場合等には、補助金額が減額される(状況によっては交付決定されない)ことがある。その場合でも、原則、竣工まで事業を継続すること。途中で事業を中止した場合には、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることがあるので注意すること。
- 各年度の事業完了日から当該年度の3月末日までの期間は、事業の継続、着手ができないので留意すること。
- 原則、次年度の4月1日から交付決定までの期間は、事業の継続、着手ができないので留意すること。
- 複数年度事業として本事業で採択された補助事業の本年度内事業期間は、交付決定日～2020年2月21日(金)までとする。
また、複数年度事業の最終年度の事業期間は当該年度の1月24日までとする。

3章 事業要件

3 事業要件

3-1 補助事業

(1) 申請者の区分と留意事項

申請者区分		留意事項	備考
建築主等	分譲	- デベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、管理組合が組織された後、共用部について速やかに補助事業を管理組合に承継する手続きを行うとともに、専有部については別途承継の手続きをSIIに対して行うこと。 - その際、住宅用途にかかる共用部に付随する補助対象設備は原則共用設備として管理組合に譲渡し、エネルギー消費の実績報告や取得財産等の適正管理など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。 - 区分所有建物の場合、申請時に区分所有者及び議決権の各5分の4以上の賛成(建替え決議の成立)により、「建物の区分所有等に関する法律」に規定される管理者もしくは管理組合法人が代表して申請できるものとする。ただし、規約と事業に関する集会の決議を提出する。	最終年度の確定検査時に登記を確認する。
	賃貸	建物と設備の所有者とする。所有者が複数の場合は原則全員の共同申請とするが、代表者を定めること。	

- 複数の申請者にて共同申請を行う場合は、各申請者間の連携を図り補助事業が円滑に推進できること。
- 建築物が証券化されている場合は、受託者、受益者双方の共同申請とすること。
(事業スキームの事前確認が必要になるので、申請前にSIIへ相談すること。)

(2) 補助対象建築物

補助対象建築物、補助対象外建築物は以下のとおりとする。

- ① 補助対象建築物
- 以下の採択枠に示す用途の建築物を補助対象建築物とする。

【分譲 集合住宅】採択枠一覧表

建物規模 (住宅部の階数)	住戸の 平均床面積	地域区分		
		1・2・3	4・5・6・7	8
6～10層	50㎡未満			
	50㎡以上			
11～20層	50㎡未満			
	50㎡以上			

【賃貸 集合住宅】採択枠一覧表

建物規模 (住宅部の階数)	住戸の 平均床面積	地域区分		
		1・2・3	4・5・6・7	8
6～10層	50㎡未満			
	50㎡以上			
11～20層	50㎡未満			
	50㎡以上			

- 「ZEHデベロッパー」が係わる事業であること。
- 広く一般の消費者を対象とした集合住宅(個人や民間企業が居住する目的で建設した住宅)
- 延床面積は、建築確認申請の値とする。
- 申請は原則建築物全体とし、部分申請はできない。
- 複合建築物はSIIに相談すること。

- ② 補助対象外建築物
以下に示す建築物は補助対象外とする。
- 1) 非住宅建築物
 - 2) 社宅等の給与住宅(社宅、公務員住宅等の会社・団体・官公庁等が所有または管理し、その職員を職務の都合上または給与の一部として居住させている住宅)
 - 3) 住宅部分が5層以下又は21層以上の集合住宅。

【参考】本事業は環境省が実施する「低・中層ZEH-M促進事業※1」及び経済産業省が実施する「超高層ZEH-M実証事業※2」との連携事業であり、5層以下の集合住宅は「低・中層ZEH-M促進事業」の補助事業、21層以上の集合住宅は「超高層ZEH-M実証事業」の補助事業となるため、本事業には申請できない。

※1 「低・中層ZEH-M促進事業」については当該事業の執行団体に問合せること。
※2 「超高層ZEH-M実証事業」については当該事業の公募要領を確認すること。

(3)補助対象経費と項目

補助対象経費は以下の区分ごとに算出する。

補助対象経費区分		項目
設 計 費		補助事業に必要な建築設計、設備設計等の実施設計費、建築物省エネ法第7条に基づく第三者評価機関による認証(ZEH-M Oriented 以上)を受けるために必要な費用
設 備 費	専有部	(4) 補助対象範囲(P23参照)の表にかかる設備(断熱・設備)費用
	共用部	補助対象システム・機器及び当該システム・機器の導入に必要な建築材料・設備機器・計測装置等の購入(または製造)に要する経費(ただし、当該事業に係わる土地の取得及び賃借料を除く)
工 事 費		補助対象システム・機器の導入に不可欠な工事に要する経費

※消費税は補助対象外とする。

<注意事項>

- ① 補助対象経費の算定等
補助対象経費は補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定すること。
- ② 実施設計費を補助対象とする場合
本事業で実施設計費を補助対象にする場合、以下のとおりとする。
- ・ 交付決定日前に契約を行った実施設計については補助対象外とする。
 - ・ 実施設計後の一次エネルギー削減率は申請時以上の値となること。なお、交付決定時から一次エネルギー削減率の値が下回る場合は交付決定取消しとなる場合があるので注意すること。
- ③ 他の補助事業等との調整
補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金ならびに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同第2号に掲げる資金を含む。)が含まれていないこと。
他の補助事業に申請している事業や、既に他の補助金等の交付を受けている事業は、後述の実施計画書にて、申請している他の補助事業名及び補助対象設備等を必ず記入する。

(4) 補助対象範囲

補助対象範囲は以下のとおりとする。

区分	対象	項目		対象範囲	要件・仕様					
設計費	専有部 共用部 共通	建築及び設備設計費等		ZEH-Mの 設計費用に 係るものに限る	・建築、設備等の実施設計費。 ・省エネルギー性能の表示に係わる費用。※4 （原則、住棟での評価にかかる費用とするが、入居者募集広告上で住戸の省エネ性能表示を行う場合に限り、住戸の省エネ性能評価取得費用も補助対象とする） ・BELSプレート料金					
設備費	専有部 共用部 共通 ※1	高性能 断熱材	断熱材	専有部 及び 共用部	断熱材λ値0.041以下					
			開口部		開口部材の熱貫流率(Uw)3.49以下 玄関ドア、勝手口は補助対象外。					
			高性能保温材		配管・ダクト保温の交換・新設における高性能保温材					
	専有部	※2 高効率 空調 設備	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	居室に限る	・主たる居室に設置する個別エアコンはエネルギー消費効率、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分(い)を満たす機種であること。 ・その他の居室に設置する個別エアコンを補助対象機器とする場合は、主たる居室と同要件を満たすこと。					
			パネルラジエーター	居室に限る	以下で示すいずれかを満たすこと。 ①熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型（暖房部熱効率が87%以上）のもの ②熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.3以上のもの ③「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの					
			温水式床暖房	居室に限る	パネルラジエーターにおいて提示されている同等の要件を満たすこと。					
			ヒートポンプ式 セントラル空調 システム	専有部全般	地域区分	1～3	4	5～7	8	
		暖房COP	3.0以上		3.3 以上	3.7以上	基準値 なし			
		冷房COP	基準値なし		3.3以上					
		電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	・貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.3以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること ・上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は寒冷地年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。							
		潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ等)	エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。							
		ヒートポンプ・ガス 瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	・熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705-2016)が102%以上であること。							
		燃料電池 (エネファーム等)	エネルギー消費性能計算プログラムにおいて入力可能な機種であること。							
		高効率換気設備 (24時間換気に係るもの)			換気方式		要件			
					熱交換型換気設備		温度(顕熱)交換効率65%以上			
					熱交換型 以外の 換気設備	ダクト式換気・ 第一種換気	比消費電力が0.4W/(m³/h)以下			
						上記以外	比消費電力が0.2W/(m³/h)以下			
		高効率照明設備			LEDが光源であるもの(ダウンライトに限る)					
		HEMS			【エネルギー計測装置】 ・「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得していること。 ・1台で住戸の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 ・計測されたデータの表示ができること。					

区分	対象	項目		対象範囲	要件・仕様
設備費	共用部	高効率空調設備	高効率個別エアコン (マルチエアコンも可)	エントランス、ロビー、廊下等の設置に限る。 管理人室等、共用部の付帯設備等は補助対象外	設置する個別エアコンのエネルギー消費効率等が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率区分(い)を満たす機種であること。
			熱源機器		冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、エアコン(GHP、EHP)
			熱源付帯設備		熱源機器の設置と一体不可分な設備に限る。 冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク及び付属品等
			ポンプ		省エネ機器に限る。 インバータ制御ポンプ(熱源二次ポンプを含む)
			空調機器		VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、 VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、 輻射冷暖房システム等
		高効率換気機器			省エネ機器及び器具に限る。 インバータ制御ファン、モータダンパ、DCモーター等
		高効率照明機器			LED照明(ダウンライトに限る)、制御付LED照明※7、有機EL照明、 高輝度型誘導灯、照度センサ、人感センサ
		蓄電システム			蓄電システム、創蓄連携に必要な機器及び制御盤
		MEMS		共有部設備	計測機器※8、電力量センサ、計測タップ、計測機能付分電盤 など 表示・通知装置 専用表示端末など 制御機器、負荷設備制御装置、タップ型機器 など 通信装置(モデム、ゲートウェイ)など 制御用配管配線及び付属品、工事部材 など
		工事費	専有部	工事費※5	
共用部	据付設置工事、配管工事、ダクト工事、電気配管・配線工事、 断熱工事、場内搬送費、仮設費 ※9、工事業者の現場経費 等 ※9				

凡例： 専有部・共用部共通の補助対象 専有部の補助対象 共用部の補助対象

(注)補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において要件・仕様を満たすこと

※1 8地域で、3-2「8地域における要件」(P26)に示す要素を導入する事業においては、以下の設備・建材を補助対象とする。

①通風の積極利用に資するもの(開口部、欄間付建具、格子戸、通風制御システムなど)

②効果的な日射遮蔽に資するもの(外付けルーバー等)

(庇、オーニング、テント、屋内ブラインド、カーテン類は補助対象外)

※2 主たる居室は導入必須とし、設置する個別エアコンは区分(い)であること。

但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。

※3 いずれかの設備を導入すること。

※4 交付決定日以降に取得したものであること。

※5 補助対象、補助対象外に共通にかかる経費は別々に計上する。

※6 補助対象、補助対象外の両方を含む工事費は、補助対象外を除外した補助対象工事に要する経費のみを補助対象とする。

補助対象外の除外分を合理的な方法で算定しがたい場合は費用按分により補助対象経費を算出することも可とする。

※7 在室検知制御、明るさ感知制御、タイムスケジュール制御とする。

※8 空調機等に内蔵される自動制御機器、インバータ盤も含める。

※9 仮設費及び現場経費は、本事業の実施に必要な不可欠な工事に要する経費として最小限の額が積算されている場合であって、かつ当該補助対象外工事が補助対象工事の実施に必要な不可欠なものである場合に限り、費用按分によらず当該費用を補助対象とすることができる。

(5)補助対象とならない主な部分

以下に示す項目については補助対象外となるので注意すること。

- ・工事実施に伴う工事用図面等
- ・建築工事、躯体工事
- ・遮熱、断熱塗料
- ・外装仕上げ材、シャッター、雨戸、玄関ドア等
- ・内装、家具類(カーテン、ブラインド等を含む)
- ・建物内部から発生する熱負荷を低減するための方策(サーバーのクラウド化等)
- ・屋外設置の照明、非常時のみ点灯する非常灯等
- ・専有部に設置する蓄電システム等
- ・給排水衛生関係
- ・家電に類するもの
- ・再生可能エネルギーによる発電設備(太陽光発電・風力発電等、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく再生可能エネルギー発電設備)
- ・防災設備、防犯設備、昇降機設備
- ・資産計上できない設備等
- ・消耗品等
- ・省エネルギーに直接的に寄与しない設備工事等(電力グラフィックパネル、汎用ソフト、事務用什器、過剰設備、未使用機能、将来拡張用設備、点検口等)
- ・現場調査費、諸経費、各種届出経費等
- ・既存機器等の撤去・移設・処分費、冷媒ガス処理費等
- ・一般管理費
- ・運用にかかる経費(電力、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等)
- ・住宅外用途に係る経費
- ・その他、本事業の実施に必要不可欠と認められない経費等

3-2 8地域における要件

8地域においては、主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下要件のいずれか1つ以上を採用すること。

- ① 通風の積極利用
建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸など屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。
- ② 効果的な日射遮蔽
庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置などによる日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。
- ③ 最上階の屋上断熱強化
屋根断熱、または最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。

注1 複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。

注2 採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。

注3 植栽など外構計画(屋上緑化、壁面緑化)による冷房負荷軽減策を行う場合も①②③のいずれかを導入した上で行うこと。

3-3 補助事業に係わるデータの取り扱い

本事業では、申請情報や補助金交付後の補助対象建築物の運用データを調査、分析するとともに、その分析結果を広く公表する。

また、ZEH-M実現に資する事例の紹介や補助金を受領した事業者からの成果報告も併せて公表する。

【参考】「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業調査結果(2018年版)」

<https://sii.or.jp/opendata/#prj6>

【参考】「ZEB実証事業 調査発表結果(2018年版)」

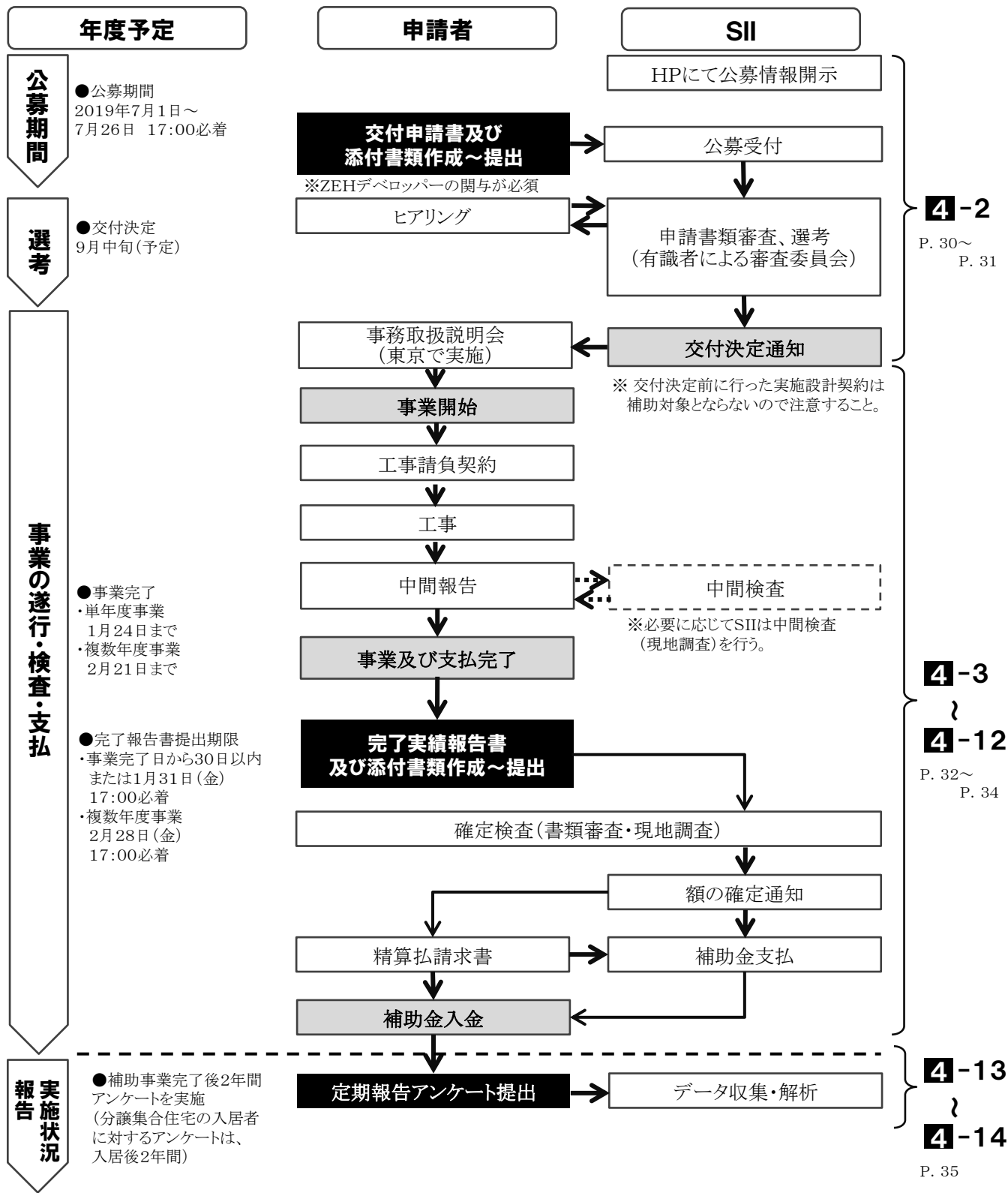
<https://sii.or.jp/opendata/#prj7>

本事業の採択事業について得られた情報も、調査・分析の対象となり、その分析結果はZEH-Mの実現と普及を目的として広く公開することについて、あらかじめ了承すること。

4章 事業の実施

4 事業の実施

4-1 事業スケジュール



4-2 公募～交付決定

(1) 事業の公募

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行う。
SIIホームページ(https://sii.or.jp/moe_zeh31/zeh_m/public.html/)に公募記事を掲載する。

(2) 交付申請

申請者は公募要領を熟読の上、「交付申請の方法」(P37参照)及び「交付申請書及び添付書類の入力例」(P39～P61)に従い、申請に必要な書類を「正」「副」2冊作成し、「正」を公募期間中にSIIへ提出すること。
(「副」は手元に必ず保管すること)
申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないため、注意すること。

(3) 審査

① 審査方針

SIIは提出された申請書類の審査を行う一貫として、事業内容等について申請者にヒアリングを実施する。
(東京で実施)

<審査項目>

- 補助事業の内容が、交付要件を満たしている。
- 申請者の資金調達計画が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である(直近の決算において、少なくとも債務超過でない)と見込まれる。
- 補助対象経費は、当該補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの標準価格等を参考として、算定されているものである。
- 補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金、ならびに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)が含まれない。
- 申請書類の不備、不足、偽り等で、審査の継続が不可能であるとSIIが判断した場合は不採択とする。

② 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目	内容
省エネ性能 (住棟評価)	・ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー削減率
外皮性能	・ 住戸平均値(1～7地域:UA値、8地域:8地域における要件(P26)の採用数) ・ 外皮総面積に対する開口比率
再生可能エネルギー	・ 太陽光発電による再生可能エネルギーを配分する住戸数の割合
エネルギー管理体制	・ 住棟全体(共用部、専有部各戸)のエネルギー使用状況を一元管理する体制(委託可)の有無(非住宅部分は対象外)
広報計画の ZEH普及促進に かかる積極度	・ ZEH-Mの広報計画(メディア掲載計画の規模と媒体数) ・ 住戸ごとまたはモデルプランごとの断熱・省エネ性能評価等の表示の有無 ・ 入居者に対する光熱費メリット、健康・快適性等のアピールやその効果測定の工夫等
審査委員による加点	・ その他審査委員による評価

本事業では、「再生可能エネルギーの自家消費率」は評価項目としないが、再生可能エネルギーを導入する場合は自家消費を主眼とした計画にすること。

③ 審査方法

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を実施する。

④ 補助事業の選定

ZEH-M設計ガイドラインにおける建物の規模、形状、地域の多様性等を確保するため、以下の方法により補助事業を選定する。

- 1) 申請を受けた事業について、評価項目ごとに審査基準に定めた配点で総合点を算出する。
- 2) 採択枠一覧表の採択枠ごとに、総合点が最も高い事業から順に採択候補事業を選出する。
※補助事業の多様性(立地、建物形状、建築構造など)の確保を目的として、1つの採択枠を複数に分割する場合がある。
- 3) 上記採択候補を選出しても事業規模に満たない場合は、残りの事業については、2)の方法を繰り返し、事業規模の範囲内で順次採択候補事業を選出する。
- 4) 以上により選出された採択候補事業を審査委員会に諮り、事業規模の範囲内で採択事業を決定する。
この際、複数年事業に於いては2年度目以降の申請内容も総合的に考慮する。

(4) 交付決定

SIIは、採択事業について交付決定を行う。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付ならびに交付額を確定するものではない。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる場合がある。

審査の結果については、交付規程に従って採択、不採択に係わらず申請者に通知する。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられないことを了承すること。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定する。

(5) 事務取扱説明会

交付決定を受けた補助事業者には補助事業の遂行についての事務取扱説明会を実施する。

交付決定通知は説明会会場にて交付するので採択事業者は必ず出席すること。

なお、本事業では交付決定通知の郵送は行わない。

(6) 採択事業の公表

- ① SIIに提出された申請や報告の情報(事業者名、事業概要、補助金交付決定額等)は、国またはSIIから公表される場合がある。

なお、交付決定等に関する情報は法人インフォメーション※においてオープンデータとして原則公表される(個人申請を除く)。

- ② SIIホームページでは、当該補助事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について当該事業者が申し出た場合は、原則公開しない。
- ③ 個人事業主による申請の場合は、補助金交付決定額は原則公表しない。

※ 「法人インフォメーション」Webサイト:<http://hojin-info.go.jp>

4-3 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた後に、初めて、補助事業の開始(工事等の契約、発注)が可能となる。
 なお、交付決定日前に契約・発注等を行っていた場合は、交付決定の取消しとなる。
 従って、補助対象となる工事等の契約・発注等を行うにあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 発注日、契約日は、SIIの交付決定日以降とする。
 なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。
- ② 補助事業の遂行上著しく困難または不適當である場合を除き、原則として交付決定日以降に3社以上の見積り合わせ、または競争入札によって発注先を決定する。
- ③ 補助事業者が専門工事業者を3社以上の見積りにより選定し工事金額を決め、工事管理費用をコストオンして元請会社と工事契約を締結し、元請会社と専門工事業者が決められた工事金額で下請契約をするコストオン契約も可とする。なお、コストオンフィーは補助対象外とする。
- ④ 事業期間を考慮し、公募開始後から交付決定日前に行った3社以上の見積り依頼及び見積り・入札結果を認めるが、必ずしも補助事業者として採択されるとは限らないことに留意すること。加えて事業の進め方に関してSIIに事前に相談し、交付決定がされた場合に備え、事業完了後の確定検査時に必要な書類を整備しておくこと。その場合においても工事の契約・着工の開始は必ずSIIの交付決定日以降に行うこと。
- ⑤ 設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コンペ(省エネ評価を含んだもの)により設計者や施工請負業者が決定している場合は、業者決定についてその結果を認める(3社以上の見積りは不要)。ただし、補助対象範囲に関する契約は交付決定日以降とすること。
- ⑥ 競争入札によりがたい場合は、その理由を明確にすると共に、価格の妥当性についても根拠を明確にする。
- ⑦ 契約・発注形態は建築躯体と設備の一括発注、設備一括発注、設備区分ごとの分離発注のいずれも可とする。
- ⑧ 補助事業全体の内容・金額が把握できるように、関連する補助対象外部分も含む契約とする。(補助対象部分のみの契約とはしない。) 工事区分は適宜細分し各設備の導入費用を明確にする。
- ⑨ 当該年度に実施された機械装置購入、工事等については、当該事業年度中に対価の支払いを完了する。
- ⑩ 複数年度に渡る事業を一括で発注・契約する場合は、年度ごとの実施内容及び金額等が確認できるようにする。ただし、各年度の工事開始は当該年度の交付決定日以降とする。

4-4 中間報告

補助事業者は、補助事業を開始し補助対象設備・工事の契約締結を行った時点でSIIへ中間報告を行うこと。
 なお、SIIは必要に応じて中間検査(現地調査)を行うことがある。

4-5 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合は、速やかにSIIに報告し、SIIの指示に従うものとする。また、実施設計の結果、一次エネルギー消費削減率が交付決定時から下回る場合は、採択取消しとなることがあるので注意すること。

4-6 省エネルギー性能評価の認証取得

補助事業者は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)により、ZEH-M Oriented以上の省エネルギー性能評価の認証を原則として事業完了までに受け、「省エネルギー性能表示」及びその表示に関する「評価書」の写しを完了実績報告書と併せて提出すること。

※複数年度事業の場合も、初年度の完了実績報告時までに取り得・提出すること。

省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、一次エネルギー削減率が本事業の交付決定時の値よりも5ポイント以上下回った場合、または本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができないので注意すること。

第三者の評価による省エネルギー性能表示取得は、原則として申請時と同じ計算方法を用いること。

【参考】国土交通省ホームページ

- 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2019年4月1日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

- 解説パンフレット

<http://www.mlit.go.jp/common/001204678.pdf>

4-7 補助事業の完了

以下の全てが完了した時点をもって補助事業の完了とする。

- ・全ての補助対象工事完了及び、工事請負業者等からの補助対象工事の引渡し
- ・補助対象工事に関する全ての支払いの完了※1
- ・建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等)の認証取得

※1 支払いは現金払い(金融機関による振込)で行うこと。(小切手及び手形払い不可)

4-8 報告及び額の確定

- ① 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内またはSIIが定める期日のいずれか早い日までに、「完了実績報告書」をSIIに提出する。
- ② SIIは「完了実績報告書」を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、「本事業の交付要件」と「その補助事業の交付決定の内容」に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にも速やかに通知する。
- ③ 申請とおりの省エネルギー効果が得られないと見込まれる場合、あるいは申請とおりの設備が設置されていない場合は、補助金の支払いが行われないことがある。
- ④ 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達分(工事等を含む)がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とすることがある。

4-9 確定検査

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものである。確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払うこと。

4-10 補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をSIIに提出し、SIIは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払う。

共同申請の場合、原則、代表申請者に支払う。

4-11 取得財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

補助事業者は耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、または収入があると認められるときは、その収入の全部または一部をSIIに納付させることができるものとする。

<分譲集合住宅における重要事項>

ZEHデベロッパーなどの事業主体が補助金の交付を受ける場合、住宅専有部については、不動産売買契約時に入居者へ、住宅共用部については、管理組合が組織された後、管理組合へ、速やかに補助事業を承継する手続きをSIIに対して行うこと。

その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」、「エネルギー管理支援サービスの加入(ある場合のみ必須とする)」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類(契約書等)の提示ができること。

<財産処分について>

交付規程に則り、財産処分を行いSIIの承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- ・処分制限財産の取得日(支払日)を起算日とする。
- ・処分制限財産に対し、売却・譲渡・交換・破棄等を行った日を処分日とする。
- ・処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日(引渡受領日)から6年とする。
- ・計算用の決算日を3月31日とする。
- ・減価償却方法は、原則「定額法」を採用する。
- ・上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※その他、平成20年5月15日大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合(転用・譲渡・交換・貸与・担保・破棄・取り壊しの財産処分)においても同様とする。

4-12 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付決定後に交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚等した場合は、審査の結果に係わらず交付決定の修正または取消の措置を講じることがある。

また、万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

【注意事項】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者と設計者及び施工者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではない。
万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ② 申請者及びZEHデベロッパーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはならない。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をすること。
不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行わない。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行うこと。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”を確認すること。

4-13 実施状況の報告(定期報告アンケートについて)

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業者(事業継承を受ける者を含む)は下記の報告を必ず行うこと。

※報告されたエネルギー使用状況は個人情報を除いて国またはSIIから公表される場合がある。

【補助事業完了後の定期報告アンケート】

補助事業者(事業継承を受けた場合は事業継承者)は、新築入居した年の翌4月または翌10月のうち早い方の月を開始とし、2年間(24ヶ月)、半期ごとにエネルギー使用量(電力、ガス)及び太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測データの提出と定期報告アンケートの回答を行うこと。*

※ 入居日が5月1日の場合、定期報告アンケートの報告対象開始日は10月1日からとなり、翌年3月31日までが1回目の報告対象期間となる。

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

※事業継承者だけではなく、本事業の補助金交付を受けた補助事業者たるZEHデベロッパー向けにも、アンケートや取材等の協力依頼が行われる。

詳細は、ZEHデベロッパー登録公募要領を確認すること。

4-14 「ZEH-M実現に向けたZEH-M設計ガイドライン作成」のための情報開示

本事業は、ZEH-M設計ガイドライン策定業務に必要な情報提供が可能な事業に対し、補助を行うものである。

従って、ZEH-M設計ガイドライン作成のため、補助事業者から提出される以下のデータについて、使用及び公表を行うことがある。正当な理由なく、これらの情報の提出がなかった場合には、補助金の交付決定の修正、取消または返還を求めることもあるので注意すること。

- 全景写真(またはパース図等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算に用いた外皮・設備仕様入力シート<エクセルシート>及び、計算結果(外皮性能、一次エネルギー消費量・削減率・原単位)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる建築物概要(地域区分、構造、階数、建築面積、延床面積等)
- 設計一次エネルギー消費量の計算結果の根拠となる設備概要(採用省エネルギーシステム概念図、仕様等)

※なお、ZEH-M設計ガイドラインの作成に際しては、個人情報等に配慮して、提供された情報を取り扱う予定である。

※別途、省エネルギー効果検証のための取材等の協力依頼が行われることがある。

4-15 よくある質問について

SIIホームページに「よくある質問」を掲載しているので、確認すること。

https://sii.or.jp/moe_zeh31/zeh_m/faq.html

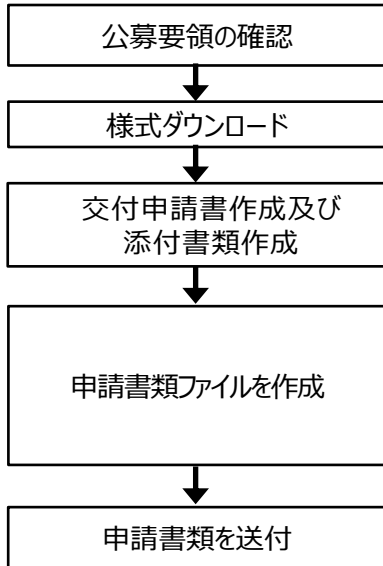
5章 交付申請の方法

5 交付申請の方法

5-1 申請について

(1) 申請の流れ

申請については以下の方法で行う。



- 公募要領の内容をよく確認する。
※ 書類不備は不採択の要因と成り得るので留意する。
- SIIホームページ内の「公募情報」ページより、様式をダウンロードする。
- エクセル様式へ入力し、書類を作成・出力する。(P38参照)
- 添付書類を作成する。
- 入力したエクセル様式のデータをCD-ROMへ保存し、申請書に添付する。
- 必要箇所に「登録印」(個人の場合は印鑑登録済印)を押印する。
- 「5-2 申請書類ファイル体裁」、P38の「インデックス名」を参考に、ファイル及びインデックスを作成する。
- 以下の書類を、申請書類ファイルに綴じる。(P38参照)
 - ・ エクセル様式で作成し出力した書類と、そのデータを保存したCD-ROM
 - ・ 自由書式の書類
- P38の「申請書類リスト」に則り、必要書類をファイリングし、申請書類を公募期間内にSIIへ送付する。

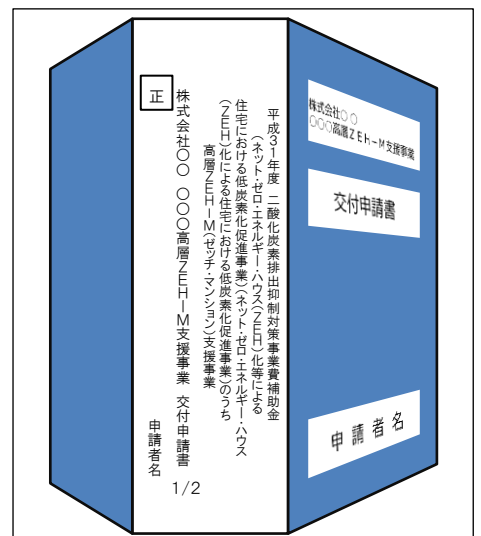
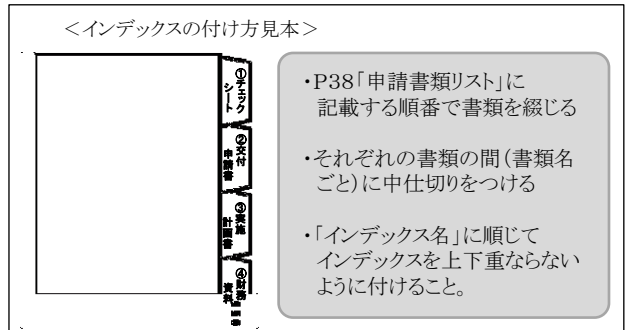
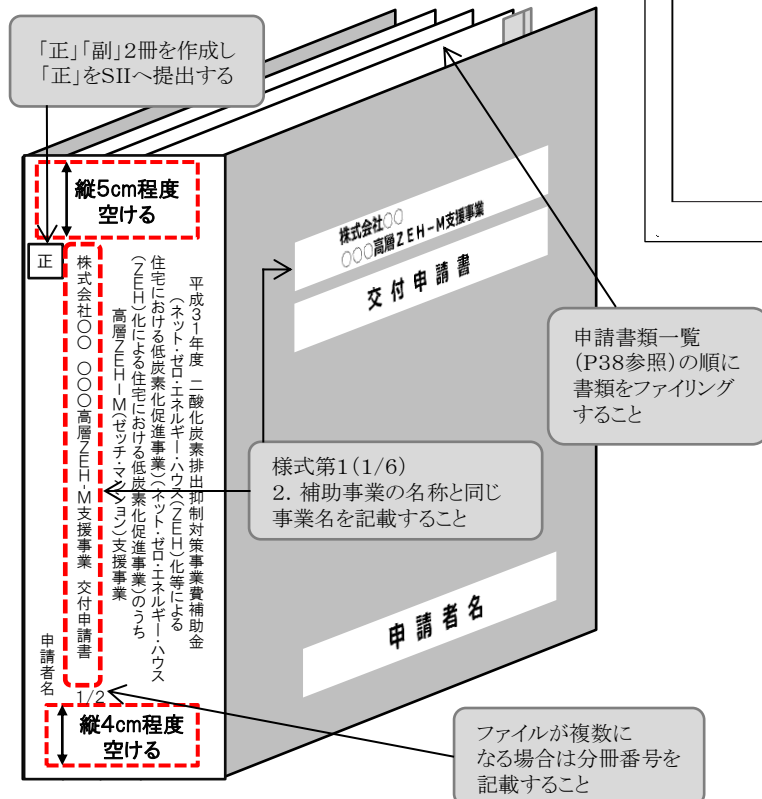
(2) 公募期間

以下の期間で申請の受付を行う。

公募期間 : 2019年7月1日(月)～2019年7月26日(金)17:00必着

事業期間 : 交付決定日(2019年9月中旬)～2020年1月24日(金)まで

5-2 申請書類ファイル体裁



5-3 申請書類リスト

インデックス名	書類名	作成形式	様式	提出区分	特記事項
①チェックシート	提出書類チェックシート（3枚）	エクセル	定型様式10-5	必須	
②交付申請書	様式第1 交付申請書	エクセル	様式第1	必須	
	別紙 補助事業の実施計画	エクセル	別紙	必須	
	別紙1 役員名簿	エクセル	別紙1	該当	個人申請の場合は不要
	別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	エクセル	別紙2	必須	
	別紙3 誓約書	エクセル	別紙3	必須	
③実施計画書	1. 申請者の詳細	エクセル	定型様式10-1	必須	
	2. 全体概要	エクセル		必須	A3サイズでカラー印刷
	3. 補助事業概要図	エクセル		必須	A3サイズでカラー印刷
	4. 住戸一覧	エクセル		必須	
	5. 設備タイプ別設備仕様書	エクセル		必須	・導入設備ごとに作成すること
	6. エネルギー計測計画図	エクセル		必須	
	7. 事業実施工程表	エクセル		必須	
	8. 事業予定	エクセル		必須	
	9. 補助事業実施体制	エクセル		必須	
	10. 概略予算書（まとめ）	エクセル		必須	
	11. 概略予算明細書（全体） （1年目）（2年目）（3年目）	エクセル		必須	
	参考見積書	自由		必須	
	普及促進計画の具体的な内容	自由		該当	
④財務資料	財務諸表・決算短信表等の写し 確定申告書の写し（個人申請の場合のみ）	写し		必須	
⑤土地登記簿等	土地登記簿謄本	写し		必須	
	土地賃貸契約書	写し		該当	土地が賃貸の場合は提出
⑥建物図面	建物案内図	自由		必須	
	建物配置図	自由		必須	
	建物概要	自由		必須	
	建物平面図・各階平面図	自由		必須	
	建物立面図	自由		必須	
	断面図または矩計図	自由		必須	
⑦設計図	断熱/空調/給湯/換気/照明 太陽光発電/HEMS/MEMS/その他	自由		必須	・設備ごとに機器表/仕様書またはカタログ等を整理する ・設備工事ごとに編集しカラー印刷 （例）空調設備・機器表・設備設置図
⑧印鑑登録証明書	印鑑登録証明書	写し		該当	個人申請者のみ
⑨その他		自由		該当	その他申請に必要な書類がある場合
⑩データ提出CD-ROM				必須	作成形式がEXCELであるものをCD-ROMに保存し提出する

提出区分： 必須 提出必須 該当 該当する場合は提出必須

※確定申告書を送付する場合には、マイナンバー部分を黒塗りした上で送付すること。
（マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、S I I にて黒塗り等の処理を行う）

交付申請書及び添付書類の入力例

提出書類チェックシート(1/3)

提出書類チェックシート

提出ファイル形式、書式	確認欄
正本(正)・副本(副)2冊を作成し、(正)に原本、(副)にコピーを綴じていますか	
A4(2穴・ハードタイプ)ファイル1冊にまとめていますか(紙ファイル、リングファイル、袋ファイルは不可)	
ファイル表紙及び背表紙に、補助事業の名称・申請者名を明記していますか	
ファイル表紙及び背表紙に、正しい補助金名が明記していますか	
A4・黒文字・片面印刷で出力(入力箇所の色もとる)を基本とし、出力方法に指定のあるものは指定に準じていますか	
青文字の書類名毎にインデックス(タイトル)を付けた中仕切りを入れていますか	
書類名毎に中仕切りを入れていますか	

●=エクセル

書類名			チェック項目	作成形式	提出区分	内 容	確認欄
①提出書類チェックシート(3／3)				●	必須	申請者によるチェック済のものをファイリングしていますか	
② 交付申請書	様式第1(1／6)	番号	●	必須	文書番号が必要な場合は入力し、不要な場合は「番号」を削除していますか		
		申請者住所			記入した情報に誤りはありませんか		
					(法人申請) 番地表記、漢数字・算用数字、その他「商業登記簿謄本」と一致していますか		
		法人名又は氏名			記入した情報に誤りはありませんか		
					商業登記簿謄本に記載の商号・名称と一致していますか 併等、略表示はしない		
		代表者名等			記入した情報に誤りはありませんか		
					(法人申請) 商業登記簿謄本に記載されている代表者名、役職と一致していますか		
		押印			申請者の押印(登録印)がされていますか		
	補助事業の名称	補助事業である申請であることが特定できる名称にしていますか					
	様式第1(2／6)	補助金交付申請額(当年度分)	●	必須	11.「概略予算明細書(当該年度分)」の金額と一致していますか		
		完了予定年月日			単年度事業は2020年1月24日以前の日付となっていますか 複数年度事業は2020年2月21日以前の日付となっていますか		
		複数年度の場合 最終事業完了予定日			該当	2年度事業は2021年1月24日以前の日付となっていますか 3年度事業は2022年1月24日以前の日付となっていますか	
	別紙	補助事業の実施計画	●	必須	設計費・設備(部材)費・工事費の補助事業に要する経費の金額は、 10. 概略予算書(まとめ)の概略予算明細書(1年目)の、 補助事業に要する経費に表示された金額と一致していますか		
					設計費・設備(部材)費・工事費の補助対象経費の金額は、 10. 概略予算書(まとめ)の概略予算明細書(1年目)の、補助対象経費に 表示された金額と一致していますか		
					設計費・設備(部材)費・工事費の補助金の額は、10. 概略予算書(まとめ)の 概略予算明細書(1年目)の、補助金の額に表示された金額と一致していますか		
	別紙1 役員名簿	役員名簿	●	該当	商業登記簿謄本に記載の役員名簿と整合がとれていますか		
別紙2 暴力団排除に関する誓約事項	添付確認	●	必須	添付されていますか			
別紙3 誓約書	署名	●	必須	交付申請書 様式第1(1／6)に記入した申請者と一致していますか			
	押印	●	必須	申請者の押印(登録印)がされていますか			

提出書類チェックシート(2/3)

書類名		チェック項目	作成形式	提出区分	内 容	確認欄
③ 実施計画書	1.申請者の詳細	(1)申請者概要	●	必須	申請者の情報が全て記入されていますか	
		(2)ZEHデベロッパー登録情報			記入した情報に誤りはありませんか	
		(3)補助事業担当者情報			記入した情報に誤りはありませんか	
		(4)他の補助金に関する事項			他の補助金を利用する予定、または利用している場合、その補助金名と内容を記入していますか	
	2.全体概要		●	必須	A3・カラー印刷されていますか	
					記入した情報に誤りはありませんか	
	3.補助事業概要図		●	必須	A3・カラー印刷されていますか	
					補助対象設備を赤でマーキングされていますか	
					補助対象設備は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑 に色分けする	
	4.住戸一覧	基本情報	●	必須	記入した情報に誤りはありませんか	
		住戸タイプ情報			住戸タイプと住戸タイプの数の整合性がとれていますか	
	5.設備タイプ別設備仕様書	情報	●	必須	記載すべき情報はすべて記入されていますか	
	6.エネルギー計測計画図		●	必須	凡例等を用いてわかりやすく記載されていますか	
	7.事業実施工程表	作成方法	●	必須	指定エクセルファイルに表示されていますか	
		補助事業(全体)の開始及び完了予定日			最終年度の事業完了予定日(支払完了日)が記載されていますか ・単年度事業は「2020年1月24日以前」 ・2年度事業は「2021年1月24日以前」 ・3年度事業は「2022年1月24日以前」を事業完了日とする	
		補助事業(当該年度)の開始及び完了予定日			当該年度の事業完了予定日(支払完了日)が記載されていますか ・単年度事業は「2020年1月24日以前」 ・複数年度事業は「2020年2月21日以前」を事業完了日とする	
		スケジュール表			支払完了日は事業の完了日とし、表の中に記入されていますか	
	8.事業予定	当該年度完了日	●	必須	記入した情報に誤りはありませんか	
		最終年度完了日			建築工事契約、着工、竣工、補助対象工事契約、それぞれの予定を記入していますか	
		年月日			ZEHデベロッパーに関する情報を記入していますか	
	9.補助事業実施体制	実施体制	●	必須	補助事業に関する社内外の管理体制の一覧が添付されていますか	
					販売までに係る人までの体制が明記されていますか	
	10.概略予算書(まとめ)	金額	●	必須	自動反映元の「11. 概略予算明細書(全体)(1年目)(2年目)(3年目)」それぞれの金額と整合がとれていますか	
	11.概略予算明細書(全体)(1年目)(2年目)(3年目)		●	必須	設計費、設備費(専有部)、工事費(専有部)、設備費(共用部)、工事費(共用部)ごとに記載されていますか	
					設備費、工事費は設備毎に記載した予算内訳書(エクセルシート内)が添付されていますか	
		参考見積書	自由		「11.概略予算明細書(全体)(1年目)(2年目)(3年目)(集計)/(内訳)」の作成根拠となる参考見積書を添付してください	
	普及促進に向けた広報計画の内容を記載した資料		自由	該当	具体的な内容が記載された資料になっていますか	

提出書類チェックシート(3/3)

以下、次の形式での出力とする

◎ 建物図面、設計図 ……A3サイズ、カラー・片面印刷

書 類 名			作成形式	提出区分	内 容	確認欄
④ 資 財 料 務	財務諸表・決算短信表等の写し 確定申告書※の写し(個人申請の場合)		写し	必須	写しを添付されていますか	
⑤ 登 記 土 簿 地 等	土地登記簿謄本	添付確認	写し	必須	発行から3カ月以内の写しを添付していますか	
	土地賃貸契約書	契約期間	写し	必須	契約期間、契約日が明記された賃貸借契約書の写しを添付していますか	
⑥ 建 物 図 面	建物案内図		自由	必須	建築物の住所、最寄駅からのアクセス、方位、道路及び目標となる建築物を明記していますか(地図はインターネット地図でも可)	
	建物配置図		自由	必須	縮尺、方位、住所、敷地面積等を記入していますか	
					敷地境界線を示し、該当する建物を赤でマーキングし、申請に係る建築物と他の建築物との区別を明示していますか	
	建物概要		自由	必須	住所・敷地面積・建物用途・構造・階数・延床面積を記入していますか	
					複数の用途を有する建築物の場合、用途別床面積の一覧を添付していますか	
	建物平面図・各階平面図		自由	必須	縮尺、方位、間取り、住戸の部屋番号、室名及び寸法、色塗り等で断熱材の配置を明示していますか ※建具記号を記入したキープランと兼ねても可	
	建物立面図		自由	必須	東西南北の四面とし、縮尺、階高と建物の高さ、開口部仕様等を記入していますか	
	断面図または矩計図		自由	必須	縮尺、床下、床、外壁、開口部、天井、屋根その他断熱性を有する部分について色塗り等で断熱材位置を図示していますか	
⑦ 設 計 図	※各図面に該当する設備の インデックスをつける		自由	必須	単年度事業は、補助対象の設備機器などを赤色でマーキングしていますか	
	・断熱 ・空調 ・給湯 ・換気 ・照明				補助対象の設備機器などを1年目は赤色、2年目は青色、3年目は緑色に色分けしてマーキングしていますか また、1年目に設備機器類だけ導入し、2年目に工事を行う場合は、1年目は機器表・機器リストを赤色、設計図の設備機器や配線・配管などを青色で色分けし、設計図に「工事のみ」と注記すること	
	・太陽光発電 ・MEMS ・HEMS ・その他		自由	必須	外皮の仕様、導入設備の品番、仕様、台数、制御方法などを記入していますか	
	機器表				外皮及び設備の仕様書またはカタログ等は、該当ページのコピーを添付していますか	
	設備設置図		自由	必須	補助対象設備は、1年目:赤、2年目:青、3年目:緑 に色分けする	
⑧印鑑登録証明書			自由	該当	(個人申請) 発行から3カ月以内の写しを添付していますか	
⑨その他			自由	該当	その他、事業の説明に必要な補足説明資料を添付していますか	
⑩CD-ROM			—	必須	作成形式がエクセルである資料を収録し、補助事業の名称と補助事業者名を明記していますか	

様式第1 交付申請書

様式第1 交付申請書

2019 年 00 月 00 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤池 学 殿

申 請 者 住 所 〒123-4567 東京都〇×区▽町〇〇-〇〇

法人名又は氏名 □▽〇不動産株式会社 印

代 表 者 名 等 代表取締役社長 〇〇 △◎

生 年 月 日 昭和 30 年 1 月 1 日

共 同 申 請 者 住 所

法人名又は氏名 印

代 表 者 名 等

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業)

交付申請書

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業) (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業) 交付規程第4条の規定に基づき、以下のとおり環境省からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号) 及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 申請する補助事業

平成31年度 高層ZEH-M支援事業

2. 補助事業の名称

(仮称) △▽◎□マンション

高層ZEH-M支援事業

様式第1 交付申請書

(2 / 6 枚)

3. 補助事業の実施計画
別紙による

4. 補助金交付申請予定額

補助事業に要する経費	YY, YYY, YYY 円
補助対象経費	YY, YYY, YYY 円
補助金交付申請予定額	Z, ZZZ, 000 円

5. 事業予定期間

着手予定日	2019 年 10 月 20 日
完了予定日	2020 年 1 月 20 日
最終事業完了予定日（複数年度事業）	2021 年 1 月 24 日

6. 役員名簿（別紙1）

4 / 6 に申請者の役員名簿を作成の上提出すること。

7. 暴力団排除に関する誓約事項（別紙2）

5 / 6 に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

8. 交付申請に関する誓約書（別紙3）

6 / 6 に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

（備考）用紙は日本工業規格A 4 とし、縦位置とする。

別紙 補助事業の実施計画

別紙 補助事業の実施計画

2019 年 00 月 00 日
(3 / 6 枚)

事業の実施計画は別紙の実施計画書、及び下記に示す補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分とする。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
設計費	YY, YYY, YYY	YY, YYY, YYY	1 / 2	Z, ZZZ, ZZZ
設備（部材）費	0	0		0
工事費	0	0		0
合計	YY, YYY, YYY	YY, YYY, YYY		Z, ZZZ, ZZZ

補助金額（補助対象経費区分ごと）は、小数点以下（1円未満）を切捨てとする。

補助金の額（補助金算出額の合計金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て）	Z, ZZZ, 000
--	-------------

（備考）用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

別紙1 役員名簿

(別紙 1)

2019 年 00 月 00 日

(4 / 6 枚)

役員名簿

法人・団体名等：□▽○不動産株式会社

[illegible]

(注1)

申請者が法人又は共同申請者の場合は、役員名簿を提出すること。

申請者が個人の場合は不要とする。

(注2)

役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記載例参照)

また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

別紙2 暴力団排除に関する誓約事項

(別紙2)

(5 / 6 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

別紙3 誓約書

(別紙3)

(6 / 6 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 赤池 学 殿

平成31年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等による住宅における低炭素化促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に提出するに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、申請者、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
- 2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
- 3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
- 4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
- 5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
- 6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。
また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
- 7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
- 8. 現地調査等の協力
補助事業が事業の目的に適って公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
- 9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
- 10. 免責
SIIは、ZEHビルダー/プランナー、ZEHデベロッパー、手続代行者、補助事業者（補助事業を行おうとするもの）、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
- 11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

2019 年 00 月 00 日

申請者 法人名又は氏名 □▽○不動産株式会社 印

代 表 者 名 等 代表取締役社長 ○□ △◎

共同申請者 法人名又は氏名 _____ 印

代 表 者 名 等 _____

1. 申請者の詳細

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション) 支援事業 定型様式10-1
実施計画書

1. 申請者の詳細

(1) 申請者概要

ふりがな	□▽○ふどうさんかぶしきがいしゃ		
法人名又は氏名	□▽○不動産株式会社		
支店名			
法人番号(13桁)	1234567891234		
代表者役職			
ふりがな	□○		○○
代表者名等	氏 □○		名 ○○
住 所	〒 123 - 4567	都道府県 東京都	市区町村 ×○区
	△□町1-2-3		

(2) ZEHデベロッパー登録情報

ZEHデベロッパー登録名称	□▽○不動産株式会社
ZEHデベロッパー登録番号	ZEHM30-00000-DC

(3) 補助事業担当者情報

ふりがな	□▽○ふどうさんかぶしきがいしゃ		
法人名又は氏名	□▽○不動産株式会社		
所属部署	×○支店 マンション事業部		
担当者役職	課長		
ふりがな	○□		●◎
担当者	氏 ○□		名 ●◎
住 所	〒 123 - 4567	都道府県 東京都	市区町村 ×○区
	△□町1-2-3		
電話番号	03 - 0000 - 0000	FAX番号	03 - 0000 - 0000
携帯電話番号	080 - 0000 - 0000		
E-MAIL	aaaa @ bbb.co.jp		

(4) 他の補助金に関する事項

他の補助金の有無	なし
他の補助金名	
他の補助金名	
他の補助金名	
他の補助金名	
他の補助金名	

2. 全体概要

2. 全体概要

① 申請者概要

事業期間区分	2年度事業	事業完了予定日	2021 年 1 月 24 日
補助事業の名称	(仮称)△▽◎□マンション 高層ZEH-M支援事業		
補助事業者名	□▽○不動産株式会社		

② ZEHデベロッパー

登録名称	□▽○不動産株式会社	登録番号	ZEHM30-00000-DC
------	------------	------	-----------------

③ 建物概要

住 所	〒 123 - 6789 東京都 ○×○区 □×3-4-5		
建物用途	共同住宅		構 造 鉄筋コンクリート造
地域区分	6	住戸数	30 戸
階数	全体	地下	6 階
	住宅部分	地下	0 階
全体床面積		2,580.00 m ²	住宅専有部分 2150.00 m ²
			住宅共用部分 430.00 m ²
			住宅外用途部分 0.00 m ²
		住戸平均床面積	71.67 m ²

④ 建物性能

外皮平均熱貫流率(UA値)	住戸平均	0.55	最大	0.60	最小	0.50		
一次エネルギー消費削減率(住棟)	25.0 %		専有部の外皮総面積に対する開口比率		5.20 %			
8地域における要件	☐ 通風の積極利用 ☐ 効果的な日射遮蔽 ☐ 最上階の屋上断熱強化 ☐ 屋上緑化、壁面緑化							
	☐ その他							
太陽光パネルの設置の有無	あり	公称最大出力の合計	20.000 kW	分配方法	専有部住戸配分率	30 戸	容量の合計	19.375 kW
					供給割合	100.0 %		
					共用部		容量の合計	0.625 kW

⑤ BELS等

設備用途区分		一次エネルギー消費量		
		基準値 (MJ/年)	設計値 (MJ/年)	削減量 (MJ/年)
専有部	空 調	x,xxx,xxx	y,yyy,yyy	z,zzz,zzz
	暖房	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
	冷房	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
	換 気	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
共用部	照 明	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
	給 湯	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
	空 調	x,xxx,xxx	y,yyy,yyy	z,zzz,zzz
	換 気	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
エネルギー利用効率化設備	照 明	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
	給 湯	0	0	0
	昇 降 機	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx	x,xxx,xxx
	コージェネ PV(総発電量)			
計		xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx	xxx,xxx,xxx
再生可能エネルギー等を除く一次エネルギー消費削減率				25.0 %
再生可能エネルギー等を含む一次エネルギー消費削減率				30.0 %
ZEH-Mの種類				ZEH-M Oriented

⑥ 事業費(全体)

費 目	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	補助対象外経費(円)	補助金の額(円)
設 計 費	YY,YYY,YYY	YY,YYY,YYY	0	Z,ZZZ,ZZZ
補助対象費用 (断熱・設備)	専有部	yyy,yyy,yyy	0	
	共用部	yyy,yyy,yyy	0	
	合計	xxx,xxx,xxx,xxx	0	x,xxx,xxx,xxx
補助対象費用 (工事)	専有部	yyy,yyy,yyy	0	
	共用部	yyy,yyy,yyy	0	
	合計	xxx,xxx,xxx,xxx	0	x,xxx,xxx,xxx
合計	x,xxx,xxx,xxx,xxx	x,xxx,xxx,xxx,xxx	0	xx,xxx,xxx,xxx
同上m単価(円/m ²)	zzz,zzz	zzz,zzz	0	zzz,zzz

⑦ エネルギー管理体制

専有部にHEMSを導入し、各戸のエネルギー使用量を1時間単位で計測します。
共用部にMEMSを導入し、共用部(廊下、階段、エレベーター、ラウンジ、エントランス等)のエネルギー使用量を1時間単位で計測します。
各機器の計測データは管理会社にて厳重に管理のうえ、入居開始から2年間報告できる体制を構築します。

2. 全体概要

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10-1

⑧ 普及促進に向けた広報計画の積極度

掲載媒体	広報掲載の 回数、期間、時期	各戸の BELS評価の掲載	住戸の光熱費 削減効果の訴求	快適性、健康面 に関する言及	訴求効果を報告 するための アンケートの実施
ホームページ	販売期間中	50%以上の住戸に掲載	50%以上の住戸へ実施	あり	なし
チラシ、パンフレット	販売期間中	50%以上の住戸に掲載	50%以上の住戸へ実施	あり	なし
住宅情報誌	販売期間中	掲載予定なし	実施予定なし	あり	なし

⑨ ZEH-Mの実現に資する導入設備等

項目		No	設備・システム名	方式等	システム概要(能力・性能・規模・他)	補助
断熱		1	断熱	屋根	押出法ポリスチレンフォーム:50mm	○
		2	断熱	外壁	吹付硬質ウレタンフォーム:50mm	○
		3	断熱	天井	押出法ポリスチレンフォーム:20mm	○
		4	断熱	開口部	金属製サッシ、複層(Low-E)ガラス:空気層10mm、一部二重サッシ	○
	専有部					
空調設備	空調設備	1	高効率機器	高効率個別エアコン	主たる居室に「区分い」	○
	給湯設備	1	高効率機器	エコキュート	給湯保温効率3.3	○
	換気設備	1	高効率機器	第3種ダクト	比消費効率0.3/(W2/h)	○
	照明設備	1	LED照明		主たる居室にダウンライト	○
		2	LED照明	人感センサー	廊下・洗面所・トイレ・納戸	○
	その他	1	HEMS	エネルギー計測	電気の使用量計測	○
共用部	空調設備	1	高効率機器	高効率マルチエアコン	エントランスホール	○
	換気設備	1	高効率機器	第3種ダクト	ラウンジ	○
	照明設備	1	LED照明	明るさ感知	廊下、階段にダウンライトLED照明採用	○

3. 補助事業概要図

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10-1

3. 補助事業概要図 (イラスト、設備図等を用いて事業内容を表現する)

(仮称)△▽◎□マンション高層ZEH-M支援事業

補助事業の名称

補助事業者名

□▽◎不動産株式会社

ZEH-M実現のコンセプト

当建物は、ファミリー向けの閑静な環境がメインの分譲型集合住宅で、客層が生活する場として、健康的で快適な居住性と共に経済面でも有利となるよう省エネルギー化を図る必要があります。

本事業では、高省エネ建物であるZEH-M Oriented以上を目指し、建物のパッシブ化や高効率設備の導入によって、建物の省エネ性能と生活快適性の向上を両立させることを目的としています。

また、周辺地域への環境配慮として、敷地内の緑化に配慮する等、入居者にも地域にもやさしい高層集合住宅を構築します。



外観パース

・建物のパッシブ化

建物居住スペースは東面道路面に配置し、南北に長い形状となっています。

窓先正面は採光道路があり騒音対策が必要ため窓の遮音性に配慮しつつ、パッシブデザインを採用することで自然換気が行えるよう、換気の効率化を図っています。

建物自体は採光道路により太陽光が運り入れることがないため道路面に窓を設け、積極的に自然光を取り入れられるよう露光利用を図っています。

・高効率設備機器の導入

省エネルギーの設備として、最新の高効率空調による最速運転制御を行い、省エネ換気設備の導入と露光制御付LED照明、ヒートポンプ式給湯器、住戸には太陽光発電を導入しZEH化を推進していきます。

①高性能断熱材・窓

<補助対象内>

- 断熱材 外壁：吹付け硬質ウレタンフォーム t=70/****m
- 吹付け天井：吹付け硬質ウレタンフォーム t=70/****m
- 主断熱：吹付け硬質ウレタンフォーム t=70/****m
- 主断熱下：吹付け硬質ウレタンフォーム t=70/****m
- 窓 Logi+巨額ガラス2****m
- 断熱サッシ ****ヶ所

初年度：実設計
2年度：工事

②高効率空調設備

<補助対象内>

- 空調方式マルチエアコン (共用部)
- 室内機：**台
- 能力合計 (冷) ****kW (暖) ****kW
- 主断熱下：吹付け硬質ウレタンフォーム t=70/****m
- 窓外機：**ヶ所
- 室内機：**ヶ所
- 1台あたり能力 (冷) ****kW (暖) ****kW
- ☆☆☆☆基礎クリア

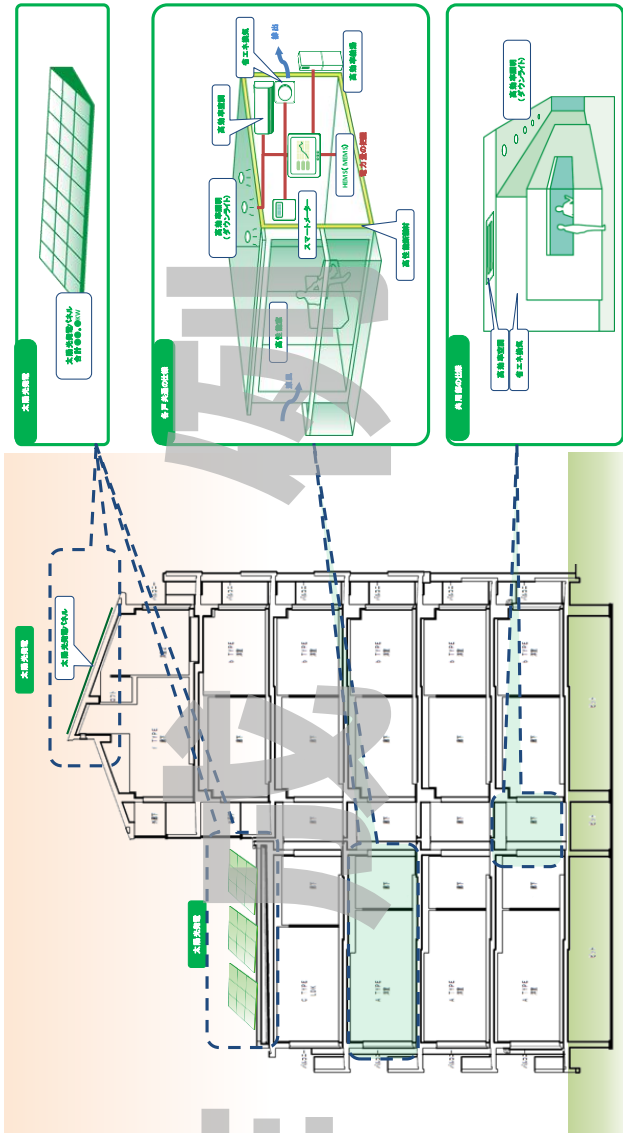
初年度：実設計
2年度：工事

③高効率ヒートポンプ式給湯器

<補助対象内>

- ヒートポンプ給湯器 エコキュート
- 全戸に導入 (****台)

初年度：実設計
2年度：工事



④太陽光発電

<補助対象外>

- 太陽光発電システム
- *****

⑤HEMS・MEMS導入

<補助対象内>

- 非特約空調制御：室内機の集中管理
- 室内機と室外機の制御及びモニタリング
- 空調設備、換気設備、ヒートポンプ式給湯器、LED照明

初年度：実設計
2年度：工事

⑥LED照明

<補助対象内>

- LED照明器具：***台
- 入居者用センサ付LED照明器具：***台
- 共用部用センサ付LED照明器具：***台

<補助対象外>

- LED照明器具：***台

初年度：実設計
2年度：工事

4. 住戸一覧

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション) 支援事業 定型様式10-1

4. 住戸一覧

補助事業の名称	(仮称)△▽◎□マンション高層ZEH-M支援事業									
---------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

外皮平均熱貫流率 (住戸平均値) (UA値)	0.55	住棟としての 一次エネルギー 消費削減率(%)	25.0	%	住戸 タイプ数	4
------------------------------	------	-------------------------------	------	---	------------	---

番号	階数	部屋 番号	住戸 タイプ	間取り	床面積 (㎡)	各住戸の 外皮平均 熱貫流率 (UA値)	各住戸の一次 エネルギー 消費削減率 (%)	属性		設備 タイプ
								平面	断面	
1	1	101	B	3LDK	70.00	0.60	22.0	中住戸	最下階	A
2	1	102	C	3LDK	70.00	0.55	25.0	中住戸	最下階	A
3	1	103	C	3LDK	70.00	0.50	25.0	中住戸	最下階	A
4	1	104	B	3LDK	70.00	0.50	22.0	中住戸	最下階	A
5	1	105	A	3LDK	70.00	0.55	20.0	角住戸	最下階	A
6	2	201	A	3LDK	70.00	0.60	20.0	角住戸	最下階	A
7	2	202	B	3LDK	70.00	0.60	22.0	中住戸	中間階	A
8	2	203	C	3LDK	70.00	0.55	25.0	中住戸	中間階	A
9	2	204	C	3LDK	70.00	0.50	25.0	中住戸	中間階	A
10	2	205	B	3LDK	70.00	0.50	22.0	中住戸	中間階	A
11	2	206	A	3LDK	70.00	0.55	20.0	角住戸	中間階	A
12	3	301	A	3LDK	70.00	0.60	20.0	角住戸	中間階	A
13	3	302	B	3LDK	70.00	0.60	22.0	中住戸	中間階	A
14	3	303	C	3LDK	70.00	0.55	25.0	中住戸	中間階	A
15	3	304	C	3LDK	70.00	0.50	25.0	中住戸	中間階	A
16	3	305	B	3LDK	70.00	0.50	22.0	中住戸	中間階	A
17	3	306	A	3LDK	70.00	0.55	20.0	角住戸	中間階	A
18	4	401	A	3LDK	70.00	0.60	20.0	角住戸	中間階	A
19	4	402	B	3LDK	70.00	0.60	22.0	中住戸	中間階	A
20	4	403	C	3LDK	70.00	0.55	25.0	中住戸	中間階	A
21	4	404	C	3LDK	70.00	0.50	25.0	中住戸	中間階	A
22	4	405	B	3LDK	70.00	0.50	22.0	中住戸	中間階	A
23	4	406	A	3LDK	70.00	0.55	20.0	角住戸	中間階	A
24	5	501	A	3LDK	70.00	0.60	20.0	角住戸	中間階	A
25	5	502	B	3LDK	70.00	0.60	22.0	中住戸	中間階	A
26	5	503	C	3LDK	70.00	0.55	25.0	中住戸	中間階	A
27	5	504	C	3LDK	70.00	0.50	25.0	中住戸	中間階	A
28	5	505	B	3LDK	70.00	0.50	22.0	中住戸	最上階	A
29	5	506	A	3LDK	70.00	0.55	20.0	角住戸	最上階	A
30	6	601	D	4LDK	120.00	0.60	20.0	角住戸	最上階	A

5. 設備タイプ別設備仕様書

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション) 支援事業 定型様式10-1

5. 設備タイプ別設備仕様書

設備タイプ	A
-------	---

① 空調設備
I. 個別エアコン

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費 効率の区分	台数
主たる 居室	〇〇〇	A0000	い	1

II. ヒートポンプ式セントラル空調システム

設置場所	メーカー名	型番	暖房			冷房		
			定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP	定格能力 (kW)	定格消費電力 (W)	COP

III. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等) 暖房専用熱源機か兼用熱源機かを選択すること

設置場所	放熱機の種類	熱源機の種類	専用 兼用	メーカー名	型番	定格暖房 能力(kW)	定格暖房 消費電力 (W)	暖房 COP	暖房部 熱効率 (%)

② 換気設備 (24時間換気に使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱) 交換効率(%)	消費電力 (W)	換気風量 (㎡/h)	比消費電力 [W/(㎡/h)]	台数
ダクト式第三種換気	△△△	B-123456		43.0	144	0.3	1
比消費電力合計						0.30	W/(㎡/h)

③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番で記入すること)

種類	メーカー名	型番	効率			エネファーム
			電気	ガス	ハイブリッド	
			年間給湯 (保温)効率	エネルギー 消費効率(%)	年間保温効率(%)	種類
電気ヒートポンプ給湯機	□□□	▽▽-9876	3.3			

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類／メーカー名／型番のみを記入すること。
(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率をガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

④ 照明設備

設置場所	メーカー名	機種名(型番)	調光・センサー類	台数
主たる 居室	□□□	〇〇-123	-	5
非居室	□□□	〇〇-123	人感センサー	4

⑤ 再生可能エネルギーの導入

設置の有無(該当する方に■をつける)	■ 有	□ 無
--------------------	-----	-----

⑥ エネルギー計測装置(HEMS本体) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること。

メーカー名	型番	MEMSの導入の有無	
▽〇〇	□□□	■ 有	□ 無

(仮称)△▽◎□マンション新築工事 事業実施工程表

55

8. 事業予定 9. 補助事業実施体制

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10-1

8. 事業予定

1)事業全体の予定

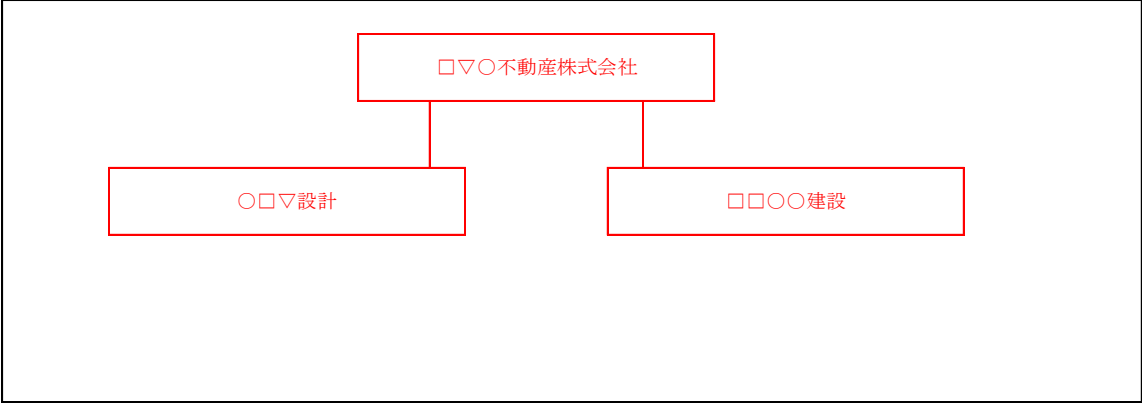
建物工事契約	2019 年 12 月 20 日
建物工事着工	2020 年 1 月 20 日
建物工事竣工	2021 年 1 月 24 日

2)補助事業の予定

事業全体	契約日	着手日	完了日
設計	2019 年 9 月 30 日	2019 年 10 月 20 日	2020 年 1 月 20 日
工事	2019 年 12 月 20 日	2020 年 5 月 10 日	2021 年 1 月 24 日
複数年度における 当該年度	契約日	着手日	完了日
設計	2019 年 9 月 30 日	2019 年 10 月 20 日	2020 年 1 月 20 日
工事	2019 年 12 月 20 日	年 月 日	年 月 日

設計者	法人名称	〇〇▽設計	代表者名	〇〇 ×〇	事業内容	設計・監理
	住所	〒 123 - 4567 都道府県 東京都 市区町村 〇〇区 〇〇1-2-3				
建築 工事 施工者	法人名称	□□〇〇建設	代表者名	〇△ □□	事業内容	建設業
	住所	〒 321 - 7654 都道府県 東京都 市区町村 ▽×区 □□9-8-7				
	法人名称		代表者名		事業内容	
	住所	〒 - 都道府県 市区町村				
	法人名称		代表者名		事業内容	
	住所	〒 - 都道府県 市区町村				
ZEHデベロッパー	登録 名称	□▽〇不動産株式会社	登録 番号	ZEHM30-00000-DC		

9. 補助事業実施体制(組織図等で事業体制を示す)



10. 概略予算書(まとめ)

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10-1

10. 概略予算書(まとめ)

概略予算明細書(全体)				単位:円
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費	YY,YYY,YYY	YY,YYY,YYY	0	Z,ZZZ,ZZZ
設備 (材料費)	専有部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	共用部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	合計	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX
工事費	専有部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	共用部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	合計	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX
合計	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0	X,XXX,XXX,XXX

概略予算明細書(1年目)				単位:円
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費	YY,YYY,YYY	YY,YYY,YYY	0	Z,ZZZ,ZZZ
設備 (材料費)	専有部	0	0	0
	共用部	0	0	0
	合計	0	0	0
工事費	専有部	0	0	0
	共用部	0	0	0
	合計	0	0	0
合計	YY,YYY,YYY	YY,YYY,YYY	0	Z,ZZZ,ZZZ

補助金の額(補助金算出額の合計金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て)	Z,ZZZ,000
--	-----------

概略予算明細書(2年目)				単位:円
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費	0	0	0	0
設備 (材料費)	専有部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	共用部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	合計	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX
工事費	専有部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	共用部	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0
	合計	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX
合計	X,XXX,XXX,XXX	X,XXX,XXX,XXX	0	X,XXX,XXX,XXX

補助金の額(補助金算出額の合計金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て)	X,XXX,XXX,000
--	---------------

概略予算明細書(3年目)				単位:円
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額
設計費				
設備 (材料費)	専有部			
	共用部			
	合計			
工事費	専有部			
	共用部			
	合計			
合計				

補助金の額(補助金算出額の合計金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て)	
--	--

11. 概略予算明細書(全体)

高層ZEH－M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10－1

11. 概略予算明細書(全体)			交付申請時						備考		
経費区分	名称	型式	単位	単価	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助対象外経費		
					数量	金額	数量	金額	数量	金額	
(集計)											
		I. 設計費	合計	式		1	99,999,999	1	99,999,999		
		II. 設備(部材)費									
専有部	断熱	断熱材	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	断熱	開口部	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	空調	高効率空調設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	給湯	高効率給湯器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	換気	高効率換気設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	照明	高効率照明設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	HEMS	HEMS	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	空調	高効率個別エアコン	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	換気	高効率換気機器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	照明	高効率照明機器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
		専有部 設備(部材)費 小計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		共用部 設備(部材)費 小計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		設備(部材)費 合計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		III. 工事費									
専有部	断熱	断熱材	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	断熱	開口部	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	空調	高効率空調設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	給湯	高効率給湯器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	換気	高効率換気設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	照明	高効率照明設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	HEMS	HEMS	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	空調	高効率個別エアコン	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	換気	高効率換気機器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	照明	高効率照明機器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
		専有部 工事費 小計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		共用部 工事費 小計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		工事費 合計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		総合計				0		0			0
		設備(部材)費・工事費(Ⅱ＋Ⅲ)									
専有部	断熱	断熱材	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	断熱	開口部	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	空調	高効率空調設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	給湯	高効率給湯器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	換気	高効率換気設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	照明	高効率照明設備	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
専有部	HEMS	HEMS	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	空調	高効率個別エアコン	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	換気	高効率換気機器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
共用部	照明	高効率照明機器	式		1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
			式			0		0			0
		専有部 設備(部材)費・工事費 小計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		共用部 設備(部材)費・工事費 小計				1,000,000,000		1,000,000,000			0
		設備(部材)・工事費 合計				1,000,000,000		1,000,000,000			0

11. 概略予算明細書(1年目)

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10-1

11. 概略予算明細書(1年目)

[illegible]

11. 概略予算明細書(2年目)

高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業 定型様式10-1

11. 概略予算明細書(2年目)

経費区分			名称	型式	単位	交付申請時						備考
						単価	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助対象外経費	
							数量	金額	数量	金額	数量	金額
(集計)												
			I. 設計費	合計	式		0		0		0	
			II. 設備(部材)費									
専有部	断熱		断熱材	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	断熱		開口部	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	空調		高効率空調設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	給湯		高効率給湯器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	換気		高効率換気設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	照明		高効率照明設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	HEMS		HEMS	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	空調		高効率個別エアコン	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	換気		高効率換気機器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	照明		高効率照明機器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
			専有部 工事費 小計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			共用部 工事費 小計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			設備(部材)費 合計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			III. 工事費									
専有部	断熱		断熱材	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	断熱		開口部	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	空調		高効率空調設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	給湯		高効率給湯器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	換気		高効率換気設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	照明		高効率照明設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	HEMS		HEMS	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	空調		高効率個別エアコン	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	換気		高効率換気機器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	照明		高効率照明機器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
			専有部 工事費 小計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			共用部 工事費 小計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			工事費 合計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			総合計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			設備(部材)・工事費(Ⅱ+Ⅲ)									
専有部	断熱		断熱材	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	断熱		開口部	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	空調		高効率空調設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	給湯		高効率給湯器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	換気		高効率換気設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	照明		高効率照明設備	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
専有部	HEMS		HEMS	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	空調		高効率個別エアコン	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	換気		高効率換気機器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
共用部	照明		高効率照明機器	式	1	1,000,000,000	1	1,000,000,000			0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
				式		0		0		0	0	
			専有部 設備(部材)費・工事費 小計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			共用部 設備(部材)費・工事費 小計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	
			設備(部材)・工事費 合計			1,000,000,000	1,000,000,000				0	

6章 申請書提出先及び問合せ先

6 申請書提出先及び問合せ先

申請書提出先及び問合せ先

(1) 提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で**梱包等に貼り付けて**提出すること。
複数の申請書をまとめて一口で提出する場合は、申請書数も明記すること。複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用すること。
なお、申請書の提出先は、事業によって異なるため、他の事業には絶対に使いまわさないこと。

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル7階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成31年度
高層ZEH-M(ゼッチ・マンション)支援事業』

会社名
担当者氏名
電話番号

申請書提出先シート

※あてはまる内容物に
チェックをしてください

☐ 交付申請書
☐ その他の書類

申請係

複数申請の場合
申請書数 件

使用例



(2) 発送の注意事項

- ① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意すること。
- ② SIIからZEHデベロッパーに対して申請書を受け取った旨の連絡はしない。
- ③ 必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付すること。
- ④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意すること。
- ⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意すること。

(3) 問合せ先

TEL:03-5565-4030 (10時~17時 平日のみ)

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先に連絡すること。

